



留寿都村

# 議会だより



～ 創造の季節の飛躍人たち ～

令和元年第3回定例会（一般質問・審議状況）	2～14
議員全員協議会審議状況	15～25
行政視察報告	26～27
第3回定例会、第3回、第4回臨時会審議結果	28～29
議会日誌、編集後記	30

令和元年12月5日 No. **161**

# 令和元年第3回定例会

令和元年第3回定例会は、9月19日に招集され、会期を1日間と定め、平成30年度健全化判断比率及び資金不足比率についての報告、4名の議員が一般質問を行った後、条例の制定2件、条例の改正4件、補正予算3件、平成30年度各会計歳入歳出決算を決算特別委員会に付託7件、人事案件2件、意見書1件を議し閉会しました。

## 一般質問(要約)

第3回定例会では4名の議員が一般質問を行いました。

「留寿都村まちづくり塾の成果と地域おこし協力隊員の任期終了後の定住・就業の見通しについて」



まちづくり塾の成果は？

協力隊員の定住・就業の見通しは？

岩田信雄 議員 (質問)

「留寿都村まちづくり塾」は、道の駅の支配人を塾長として、「道の駅」まちづくり塾「協力隊員」の3者が連携して相互効果を高め、また、協力隊員が留寿都村をより理解するための場として立ち上げましたが、これまでその成果を聞く機会はありませんでした。相互効果として、道の駅はどのような変わったのか、地域おこし協力隊員は、留寿都村を理解することができ、起業・就業の道筋はできたのか。塾で

はどのようなことをやっていたのか。村としては、地域おこし協力隊員の任期終了後の定住に向けた指導をどのように行っていたのか。そして、隊員の定住・就業の見通しはどのようなのかお聞きします。



定住を考えた起業化を目指している

場谷村長 (答弁)

地域おこし協力隊につきましましては、平成29年4月に2名、7月に1名の3名を商工・観光分野での活躍を期待し、当初から隊員がスムーズに地元で溶け

込めるようにするとともに、本村をよく理解できるように、「まちづくり塾」構想として、道の駅支配人の協力を得て、隊員自身で足りないスキルなど指導を受けながら進めていくこととしていきます。

これは地域おこし協力隊の隊員がどのようなスキル・素養を持ち合わせているのか分からないことから、最初は例えば地元の農家団体とのつながりの持ち方や、特産物である野菜の特徴をPRする方法など、そのノウハウについて指導していただくこととしたものです。

その成果、事業実績として1年目は、地域おこし協力隊員が道の駅230ルツにある農林水産物直売所の生産者の生産現場での農作業体験やうてい農業協同組合留寿都支所長や北海道信用金庫留寿都支店長等による様々な業種、業務上の視点から見た留寿都村についての講義など、留寿都村を拠点として活動展開が図られることを重点として取り組みを行いました。

隊員においては社会的経験もあり、各隊員の終期における目標が明確化されていきましたので、2年度目である平成30年度については、隊員の希望を重視し支配人からの隊員への助言を主体とし、隊員が目標に応じた自主的な活動ができることをメインに置き、取り進めていたところです。

2年目の後半からは、隊員のスキルの更なるフォローアップとして外部委

託により、それぞれの隊員の起業化等の課題解決について専門家から必要な助言がなされていたところでは、

指導・相談の内容としては、終期までの隊員のプログラムの作成指導、ワークショップの開催方法、そのノウハウや起業した際の資金計画の立て方などです。

また、3年目である本年度は前年度に計画した終期までのプログラムを中心に、現在、隊員が起業することを優先した活動を企画し実行している最中となっております。この段階においては、隊員自らが必要に応じて自分の足りない専門的な分野があれば活動の中で外部委託を利用するといった自主活動となります。

2つ目の問いとして、村として、地域おこし協力隊員の任期終了後の定住に向けた指導はどのように行っているかについてです。

現在のところ、1名は前にご報告したとおり、プライベートな関係で止む無く辞められましたけれど、残り2名とも定住を考えた起業化を目指して取り組んでいると伺っています。1名の方は留寿都村の特産品である野菜や肉の海外市場への販路拡大に向けた外販事業を進めること、もう1名の方はクリエイターとして造形物などのアートデザインやシンボルマークのデザインなどの事業を起業すること、2名とも起業化に向けた高い意欲を持っていることを認識しています。

今後、具体的な相談が出てきますけれど、融資などは関係機関・銀行とも関わりがあるので、そのような紹介など、適宜対応したいと考えています。もう一人、有害鳥獣を担う地域おこし協力隊については、定住意向について再度確認して必要な対応、相談等を賜りたいと考えています。

### 岩田信雄 議員（質問）

村に定住するようですが、村としては前向きに彼らをバックアップしてください。

平成29年2月14日と2月20日の議員全員協議会では大変な議論をして、道の駅の業務委託として支配人（まちづくり塾を兼ねる）を受け入れましたが、平成31年3月に期間満了により解任されましたが、そもそも塾長が協力隊員より期間が短く、再契約、更新をしなかったのは何故なのか。道の駅の問題かもしれません。道の駅の問題に関連もあるのでお聞かせください。

### 場谷村長（答弁）

道の駅の事情については、私の答弁は差し控えますが、今説明したように今回の地域おこし協力隊は大変熱心に起業化に向けて取り組んでおり、事業が始まって間もなく自分たちの方向性のある程度見定めておりまして、そして2年目になると自立化が進んで、

自分の進むべき道に対する課題について、自ら選んだ専門家からいろいろな助言を受けるといって体制となりましたので、特にそれによって結果として支障が出ているとは思っていません。でござ承願したいと思います。

### 岩田信雄 議員（質問）

今、彼らが積極的にやっているから、塾長がいらない状況なんですね。支配人はいるのですけれど、塾長ではないということですね。まちづくり塾は現在も活動しているのですか。地域おこし協力隊活動事業補助金200万円は、定着に向けた活動、定住・定職のためのスキルアップのための研修などの助成金ではなかったのか、答弁を求めます。

### 場谷村長（答弁）

当初はスムーズに地域に溶け込むことや、地域をよく知ること等、いろいろ

ろなノウハウについて、塾長の役割も大きく大変、効果的な対応をされたと思いますが、途中から隊員自体も自立化しておりまして、当初の趣旨に則った流れとなつておられると思っております。ですから塾そのものについて、今も続くか続かないかというよりも、ある程度本来の目的は果たしているのではないかと思っています。それから、資金の活用については、本人の活動費用について、その中で運営されているということ、今、言いました終期後の定住・起業化に向けた対応について、これから相談を受けたいと思っております。

いろいろな制度としてあるほかに、特別交付税措置で100万、村が事業実施した場合は、そういう支援もあるということですが、果たしてその100万だけで足りるという訳でもないし、様々な手段もひっくるめて、これからより具体的に、目標等が見定められた場合は相談のついでにいきいたいと思っております。

## 「停電時における防災無線について」

### 役場機能を維持するための電力はどれくらいか

### 岩田信雄 議員（質問）

先日の台風接近時に、停電により防災無線が送信できませんでした。落雷などによるものと聞いていますが、そのような防災無線施設の故障の際に、

いち早く原因を把握し、対応する対策を講じていないのですか。昨年のブランクアウトの教訓を得て、何故、対策を講じていないのか。非常時に無線を活用するためにはどれくらいの電力が必要なのか。発電機等の設置などの対策については、どれくらいの費用が掛かるものなのかなどについて調べているのか。それとも現在、保有している発電機で間に合うのか。また、発電機と施設が接続できるように改良しているのか。昨年から本年度にかけて、それぞれ部署では防災資機材を購入しているようですが、防災計画に基づいて、どこにどれくらいの予備電源が必要かということ、災害時に対策本部の事務局となる担当課は、全体を把握したうえで配備しているのか。災害発生時に拠点施設となる役場機能を維持するためにはどれくらいの電力が必要かを把握しているのか。

**今後、さらに災害対策本部で運用できるような整備を進めていきたい**

**場谷村長**（答弁）

防災広報無線は、平成21年度に村内一円に通信できる環境を整えることを目的として、整備を行ったところとして、長時間の停電時に対応できるようにするために、放送する側の役場の基地局、中継の大部分を担う檜負山山頂のパンザマスト、各地区に配置して

いる中継局、そして各家庭の個別受信機に、それぞれに非常用発電機や大容量の蓄電池を整備しなおす必要があります。これについては、積算はしていませんが、相当な費用が掛かることが想定されています。

また、現在、本村で運用しています防災無線は、設置からすでに10年を経過しています。故障時における部品の調達等も困難を極めつつあります。「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の財産処分制限年限も令和3年度となっております。このよう

なことから施設の更新についても検討すべき時期に来ているのが実情です。今後、当面現在のシステムの活用を維持しつつ、今までの教訓をもとに、次期防災情報提供システム導入についての仕様や有利な財源確保などの活用も視野に入れた検討を図りたいと考えています。

このため、このたびの防災無線の故障に際しては、ホームページ等で故障・復旧のお知らせをしたところですけれども、ご承知のとおり、周知までに至りませんでした。今後コミュニティメールの一層の活用、あるいは住民にとって災害時の際は、テレビ・ラジオの情報に耳を傾けることの呼びかけなどとして、現在有する手段での効率的な周知を図りたいと考えています。

数値につきましては、ここでしっかりと把握はしていませんが、今後、新たな展開に向けていかなければなら

ない、そして、新聞にもありましたように、留寿都は24時間以上48時間ということで、これは、発電機を用意していただきますけれど、小さかったりだとか、更にその条件も他の町村も同じですが、それを動かす燃料の確保もあつた前提での話だと思つています。いずれにしても24時間程度しかもたないというのは大変不安ですので、今後、さらに村独自で災害対策本部の場合でも運用できるようなもので、発電機の整備等を進めていきたいと考えています

**岩田信雄 議員**（質問）

令和3年度にまた考えるということですけども、今夕メな防災無線をより有効に使う方法をまず考えてください。今一番問題なのは、バッテリーがだめだから、30分しかもたない、1日さえ持たない防災無線なんです。それを何故もう少し長く使えるような考えを協議しないのですか。そういう検討はやっていないのですか。

**場谷村長**（答弁）

ご指摘は理解する部分がありますけれども、やはりバッテリーも部品がだんだん先細ってきているという状態で、もう10年も経過していますので、これから入手も難しくなってくるのが想定されます。ですから今のものを充実しても、逆に新たなシステムで進め

た場合には、効率的でない部分があると思つています。ですから現状最大限活用する、もちろん他のツールも活用して進めなければならぬと思います。やはり災害時は自分の身は自分で守るということを前提にして、それぞれがやはり聞く耳をもつて、ラジオ等からの報道を聞いてもらうことも大事だと思つていますので、そのようなことも呼びかけていくとともに、今できるコミュニティメール、これを普及発展させていかなければならないと思つていますので、努力してまいりたいと思つています。

**岩田信雄 議員**（質問）

個別の防災無線は30分、メインのアンテナも30分です。ああいう高いところに建っているアンテナは落雷で、いつ使えなくなるか分かりません。その時に対処できなければ、各家庭に防災無線があつても、意味をなさないので。だから、この間みたいなの対策等を講じましたか。話し合いましたか。

**場谷村長**（答弁）

今、防災関係のものを整備しているのはまさに話し合いを進めていたところなんです。大きなバッテリーを必要とする檜負山についても仮に今新調して、新たに整備しても数年後にそれがまた

別なシステムに代わるということは大変、効率的でないと思つています。ですから、仮にそういうことが起きた場合、どう、すぐ対応できるかということとはこれからさらに課題として、スピーディに対応していかなければならない。その辺は、関係機関と連携を密にしていかなければ解決できない問題だと考えています。

### 岩田信雄 議員（質問）

村長は常にやらなければならぬと言つて、やつていないのです。この間、台風の影響で、ある施設の閉鎖があり、そのことを村民の皆さんに事前に連絡がなかったため、それを知らずに来た地元の人があると聞いています。その時は防災無線はおろか、コミュニティメール、ホームページでも告知はなかったのです。非常時は想定外のことも起こり何かと大変かと思いますが、たかが施設の閉鎖のお知らせかもしれませんが、日頃の心構えが大事ではないのでしょうか。もう少し住民の皆さんのことを考え仕事に取り組んでいただきたい。

北電側の事情かもしれませんが、「それじゃしょうがない」では済まされない場合があります。これからは想定の上の対策をしなければならぬのではないのでしょうか。

### 場合谷村長（答弁）

あのシステムのほとんどは、電気がなかったらほとんど機能しないというのが実態ですので、それを更にどうするかということも考えていかなければならない。もちろん、コミュニティメールも使えない場合もありますから、非常時の場合は、消防署の広報車両で知らしめることも想定しておかなければならないと思つています。

\*この後も質疑応答がありました。通告外の内容のため割愛しました。



### 「（仮称）留寿都風力発電事業について」



### 電力の地産地消を展開すべき

### 浪越和一 議員（質問）

（仮称）留寿都風力発電事業については、インベナジー・ジャパン合同会社が経済産業大臣に対して届け出た、環境影響評価準備書に対する勧告が平成31年4月24日に出色されたことにより、追加調査等が実施されており、インベナジー・ジャパン合同会社としては、環境、景観に配慮し風車数の減設置位置の変更も考慮した計画変更を実施してでも、留寿都村で風力発電事業を実施したい意向と聞いています。

新聞等の報道によりまずと、ブラックアウト対策として、道内各地で風力発電、太陽光発電、バイオガス発電等の再生可能エネルギーの活用による電源分散化の取り組みが進んでおり、

「停電ゼロのまち」を目指す市町村が増えています。

このような流れの中で、留寿都村においては、インベナジー・ジャパン合同会社が（仮称）留寿都風力発電事業を進めており、停電対策に苦勞している市町村が多い中、留寿都村は活用可能な電力の発電計画が進んでいます。

留寿都村の未来を考えると、エネルギーの地産地消という大きな事業の推進のほかに、税収入の増が確実に見込める事業ですから、風力発電事業者と連絡を密にし、積極的に動き、早期完成を目指すべきだと思います。

そこで現時点で留寿都村としてどのような対応を行っているのか。また、今後、ブラックアウト対策として、インベナジー・ジャパン合同会社と共同で村内での電力供給が可能な事業、いわゆる電力の地産地消を展開すべきだと思います。

### 環境影響評価準備書に対する勧告後の推移を見たい

### 場合谷村長（答弁）

風力発電事業については、本年4月24日に経済産業大臣から開発事業者に対して「環境影響評価準備書」に対する勧告書が出されています。

勧告の内容につきましては、総論と

して、1つは追加調査等について、2つ目は、事後調査について、3つめは地域住民等への相互理解の促進についての3点からなっています。

これを受けて、事業者は、現在、追加調査等を行っていると同っています。これら調査等が終わり次第、地元説明会を行う予定となっており同っています。この事業者が行う地元説明会は、法的に義務付けられたものではありませんけれども、村としても、これまで説明会の開催を幾度となく申し入れていたところですが、環境影響評価準備書に対する国からの勧告を受けて行うものと認識して同っています。

このように環境影響評価準備書に対する勧告内容は、専門家による高い知見からの客観的、科学的な検証・検討事項ですので、それについては、行政として話すこともありませんで、その推移を見たいと考えて同っています。地域住民との相互理解については、事業者による積極的な取り組みが求められて同っているものでして、村としても、事業者に対し、説明会に当たっては、丁寧な説明ときめ細かい対応をするよう求めています。

いずれにしても、勧告の主旨を十分に踏まえた取り組みが事業を進めるうえでの最短距離になるものと考えて同っていますので、事業者において真摯な対応をするよう期待して同っています。この環境影響評価手続きの終了後は、電

気事業法による認可手続きになると同いますが、工事計画の認可権限を有する北海道経済産業局とはこれまでも様々な面で連携を図ってきたところですが、今後とも一層連携を密にして、村として対応すべき事項については、取り組んでまいりたいと考えて同っています。

### 浪越和一 議員（質問）

準備書に基づく次の段階には、協力していくということですが、前向きに私は捉えています。積極的に協力しながら住民説明会には同席してしっかりと説明をする、そう考えて同よろしいですね。それと、もう一つですが、岩田議員からの質問にもありました、防災無線が電気がなくなつたから通じなかつた。住民にとって一番頼みのものな同んです。情報を得るため、昨年のブラックアウトの時も、テレビはない、ラジオもない、何にもない、電気もない、防災無線だけが頼りだつたのです。テリリーがなくなつて全くダメになつたということもありまして、私は発電機を買うのも大切ですが、折角来るこの電気を留寿都で使え同いということ、岩田議員の質問の続きみたいですが、こういうこともこの機会にインベナジーと一緒にやつていくべきでないかと質問しましたが、答弁がありませんでした。

### 場谷村長（答弁）

地域の電力自給の関係の答弁が漏れて同いましたけども、地域でそこに電力、電源等があつた場合は、その地域が優先して使えるようにすべきだ同という考え方、これは私も同じ考え方を同持っています。私は関係機関に働きかけて同まいります、当然、地域で同いう環境との調和の中で電源開発が行われて同います。もちろん、SDGs（\*1）にも同ありますように、再生可能エネルギー同というのは、世界的な一つの目標となつて同いますけれども、電力事業が地域である程度同の自然との調和の中で、多少の犠牲も払つて同以上、そういうところに災害とか停電とかがあつた場合、最優先して、供給すべきだ同という考え方は同じで大切なことだ同と思つて同います。蓄電を整備するのでは同なくて、そのような視点も同考えでは同どうかということですが、ま、同今、環境影響の評価の途中段階であり同ますし、事業認可にも同至つて同いないし、村が要請して同することで適切な事業者の対応等も同見えて同いかなければ同ならないわけですが、その同眺には、同ようなことも同視野に入れて同参りたい同と考えて同います。

\*1：「SDGs（エス・ディー・ジーズ）」とは、2015年9月に国連サミットで採択された持続可能な開発のための2030アジェンダにて記

載された国際社会共通の目標で、地球上の誰一人として取り残さないことを誓つて同います。」

### 浪越和一 議員（質問）

今、村長から電力の地産地消についての答弁をいただきました。まだ準備書の段階だと言いますけれども、私は準備書は向こうから来たことがクリアできれば、大臣許可が出るのでは同いかと勝手な想定を同しています。そして、今年の春の段階では、令和2年には着工したい同いう話も同聞こえて同います。ですから、今、ここで電力の地産地消を図るべき同なると留寿都に電気を引つ張つて同くることにな同ると思つて同います。そう同なりますと留寿都村自体も送電線とかある同いは蓄電池とかに同対して何らかの出費を同しなきゃ同ならない同ではないかと。新聞報道等により同ますと同合同で同会社を作つて同やる同いうところもある同のです。それ同ほど、もし同何かがあつた同ときに同住民の同安心安全を守る同ためには同どう同したら同いいか、同わざわざブラックアウトの同ような同ことは同させたく同ない同いう同のが、同それぞれ同町村で同考えて同いる同こと同だと思同います。同そう同なります同まだ同早同い同と言つて同いる同場合同ではない同と思同いますので、同これ同からも同早い同時期に同インベナジー・同ジャパン同合同同会社同と話を同して、同発電が同始同まった同段階では、同留寿都村では同優先的に同使う同ような同施設を

するから是非、電気を送ってもらえるような計画も一緒に進めていた。ありがたいと申し入れて欲しいと思いますが、村長いかがですか。

## 場谷村長（答弁）

電力の地産地消については、考えが

## 「買物弱者対策について

**交通弱者に対する交通手段の確保についての将来像が見えない**

## 浪越和一 議員（質問）

平成26年に「生活交通会議」を設置し、交通弱者の交通手段の確保のあり方について検討がされました。しかし、その結果、生涯学習バス、老人福祉バスについて決定したのは、民間委託のみで、買物弱者に対する施策は、俱知安町への買物支援バスの試験運行のみで、村内を回る買物支援バスの運行については、平成26年からこの5年間で複数の議員から優先的に進めなければならぬ施策であるとの提言がされたにもかかわらず、村長は常に「ニーズの把握に手を付けない」「検討したい」などの答弁を繰り返すだけで、将来像が見えてきません。次の総合計画策定も来年度と期限も迫っています。

一緒だと思っていますが、受ける方の側として、何らかの財政的負担はどうかということですが、今のところは一切考えてないですけれども、いずれにしてもそういう地元電力の活用による防災の、災害時の対応は視野に入れていかなければならないと考えています。

す。ここで基本的なことが見えていなければ将来に大変なミスを犯すことになると思います。もう既に基本的にどういう方向で行くべきかということではでき上っていると思います。この問題をどうするか、村長の答弁を求めます。

**住民の意見を参考にしながら充実に努めたい**

## 場谷村長（答弁）

買物弱者対策についてですが、平成30年第3回村議会定例会でご質問がありました村外での循環バスの試行的な運行については、過去2回実施して、参加者の多くから好評を得たと記憶していますが、地元商店に与える影響も無視できないこと、更にはサツドラ・ルスツ店の開店による新たな要素

が加わったことから、地元商店街と競合しないように配慮しながら、何回か試行を続けてニーズの把握に努めたいという旨で、答弁をしています。

今後、試行運行するに当たっては、Aコープようていが運営しているハマナスクラブからセイコーマートに店舗形態が変わることも加味するとともに、これまでの参加者の中には、日常的に自家用車を運転している方もいたことも事実でありまして、このようなことも踏まえ、真に必要な買物弱者の方々のニーズ把握など、関係機関と連携しながら進めたいと考えています。

また、本村における一般的な買物行動は、自家用車利用が中心となっておりますけれども、自家用車を利用しない手段として、「生活協同組合コープさっぽろ」が実施している宅配の「トドック」や移動販売の「おまかせ便カケル」などといった民間事業を利用して調達している方々もいます。村政懇談会でもこちらから課題を投げかけますと、そのような他の手段も周知すべきでないかと言われています。

このようなことから、買物弱者対策として、試行運行の結果を踏まえた対応やさらには民間事業者が行っている宅配や移動販売事業の活用の周知などを図るとともに、現在、「第6次留寿都村総合計画」の策定に向けて事務を進めているわけですが、その中で住民からいろいろご意見をいただい

ていますので、こちらも参考にしながら、充実に努めて参りたい、検討をしたいと考えています。

## 浪越和一 議員（質問）

その答弁は、もう何回も聞いています。私はもう目の前に来ているということなんです。6次計画がもう令和3年からスタートです。もう少しです。それと、一番大事なことが抜けています。村政懇談会でお話をしたらこういう意見があった、村政懇談会に買物に行けない、運転のできない人が来ますか。私何回か言ったことがあると思うのですけれど、例えば、農業地域の方これは大方の方は年齢が来ますと息子さんに譲って、そして、村政懇談会には出てこないんです。そういう方がこういう方法があるから知らせてはどうか、ああいう方法どうだと言われたって、現実の問題とはあまり効果がないのではないかと。それと、私が一番、今心配しているのは、この5年間で運転を止めた方もたくさんいます。それからこれからの総合計画の10年間、今85歳の人が95歳になるんです。85歳だから運転しているぞ、まだちよつとやれるかな、一体95歳になつて運転しますか。そうするとその時のことを考えて今からしっかりと対策をしていなければ、皆さんもう道の駅で野菜も買いにいくこともできないから、これじゃ村外に転出するよりな

いと、人口減に結びついていくのです。今、人口は確かに減らない状態です。でも200人からの外国人のおかげで人口が減っていないというだけなんです。その点を考えますと、基本的なことがまだ決まっていないということがおかしいですよ。いいですよ、年寄りのみんな出て行ってもらうんだ、年取ったら運転すると危ないから、もう免許は返上してもらってどっかへ行ってもらうんだ、それが留寿都村の方針ですと決めたのなら別なんですけれど、そうじゃないと思うんです。そういう方々は、本当に若い時から一生懸命留寿都村のために、その発展のために力をいっぱい尽くしてこられた方ばかりなんです。移動手段がないために道の駅にも行けない、あるいはルスツ温泉に風呂に入りにも行けない、こういうことだけは避けていたいただきたい、私は考えます。

### 場谷村長 (答弁)

交通弱者については、買物弱者ばかりでなく、足の確保について、これから計画の中で盛り込まれることになると思いますけども、当初からそういう交通弱者に対していろいろな議論してきました。スクールバスの循環とか、コスト的な問題とか、いろいろ提言の中で議論があったところですし、また、村外の買物弱者の対応についても、商工会の購買力、売上げが下がるとか、

利害する団体と、利害のぶつかり合いがあつてというようなことです。私としても本当に真に必要な弱者の声といえますか、先に話していただきましたように、日常的に自家用車を運転している方の中にはいましたし、そのようなことも踏まえて、もう少し、ニーズの把握に努めていきたい、それを受けて対応を考えていきたい。

## 議会の傍聴してみませんか

議会は公開が原則です。



### 「少子化対策について」



#### 留寿都村独自の施策が必要

#### 堤 富佐代 議員 (質問)

子ども・子育て支援新制度により、留寿都村の保育・教育も充実してきていますが、子どもが増えていると実感できる状態ではありません。自然環境に恵まれ、子どもの成長には大変適していると思われる本村です。しかし近年、ライフスタイルの変化や、公共交通機関が充分であるとは言えない現状から、自家用車を必要としない子育て世帯は、ごくわずかです。

現在、道路交通法では、6歳未満の幼児を車に乗せる場合は、チャイルドシートを使用することが義務付けられています。車が小さいなど、物理的に付けられない場合は、例外規定もありますが、事故から子どもを守るには、チャイルドシートが必要です。そこで、

6歳未満の子どものいる家庭で3人目の子どもが生まれたらチャイルドシートやベビーシートを3台装着でき、併せて大人も2人以上乗れる軽自動車以上の車を購入するための補助をしてはどうかと考えます。少子化対策として、どこの町村もやっていない留寿都村独自の、住んで、子育てをするなら留寿都村と思われる施策が必要で、移住・定住者を増やすために、移住・定住先として選ばれるための政策の創設に取り組み、留寿都村でしか得られない価値を作り、住民に誇りを持ってもらえるまちづくりを進めてはどうかということです。子どもの安全のために、きちんとチャイルドシートが付けられる車、財源が必要となることですので、なかなか難しいとは思いますが、村長はどのようにお考えでしょうか。

#### 子育て世帯で何が求められているのか把握して、更なる充実について検討したい

#### 場谷村長 (答弁)

車の買い替えの購入補助事業の創設については、私としては、子育て世帯の多くは車を保有しているのが現実であり、家族のライフスタイルに合わせた車種を選択しているものと理



解しています。また、自動車の運行上の児童の安全は保護者の責務として、保護者が確保すべきことと考えております。このようなことから、少子化対策として、村が自動車の購入に対して支援する制度創設は考えていないですが、「子ども・子育て支援対策」として、これまで乳幼児等医療費の助成対象者の拡大、子育て世帯の負担軽減を図るため乳幼児用紙おむつの購入費助成、保育料等の助成学校給食費の助成、あるいは大学等への進学を応援する返済の必要のない給付型の奨学金制度による給付など、保健・医療・福祉・教育など様々な面から、その充実に向けてきたところであり、「子ども・子育て支援」は、少子化対策の重点施策の柱ですので、今後とも一層の充実に向けて、取り組んでまいりたいと考えています。

なお、現在、「第6次留寿都村総合計画」あるいは「子ども子育て支援計画」の策定に向けて事務を進めている最中ですので、そちらについても住民の皆さんからたくさん意見をいただいていますので、それを参考にしながら子育て世帯等で何が求められているのか把握して、更なる少子化対策の充実について検討したいと考えています。

## 堤 富佐代議員 (質問)

村長からはこういった補助金の創

設は考えていないとお答えをいただきましたが、各地域で、小規模な自治体で、それぞれいろいろな施策を作り出して、地域少子化対策重点推進交付金などという、国からの交付金などもありますが、その配分に関しては、新生活応援・支援というような力タチで使われていることがほとんどでありまして、そういったところを今回、補助金の創設に関して申請することはできないのかお聞きしたいと思えます。

## 場合村長 (答弁)

ご指摘の交付金については、車両の購入に対する事案まで対象にされていないと認識しています。

## 堤 富佐代議員 (質問)

この重点推進交付金に関しては、結婚支援に限定されたものではないのですが、各自治体でそれぞれ出てくる案が限られてしまつて、国としてもどういった施策が有効なのか、案があったら次々出してくださいという呼びかけもしている状況なので、留寿都村独自のと言いましたけれど、留寿都村が子育てするのに本当に充実した施策をとっていると思われられるためにも必要だと思つていますが、紙おむつとか保育料の部分ですと、もう留寿都村、かなり充実していると考えますが、更

に新しい定住者を増やすための施策として必要ではないかと思うのですがいかがでしょうか。

## 場合村長 (答弁)

子育て支援は大変重要な柱ですから今、村として子育て支援に関する財源は、ふるさと納税による積立基金からの活用を図つていらっしゃるんですけども、充実する方向性は全く変わりませんので、これから総合計画を作るに当たつて、様々な意見が出てきますが、その中で、交付金等の対象になるのであれば、活用しながら、充実を図つていかなければならないと考えています。

## 堤 富佐代議員 (質問)

村独自でやっているとなかなか周りが見えてこなくなつて、もうこれだけで十分ではないかということも思つてしまうためにアンケートをやつていふと思うんですけども、そのアンケートの中にお金のかかることに関しての部分を排除してしまうようなところがあるのではないかと思つていました。それで、こういった補助金の創設はいかがかと質問したわけですけども、留寿都村として今後、定住者、子育て世帯の定住者、子どもを増やすということに関しての積極的な話し合いというのはされていますか。

## 場合村長 (答弁)

施策の中で子育て支援、子ども・子育て支援は最大課題でありますので、常に話し合ひはしているつもりですが、もちろん、自分たちで思いつかないことが、アンケートあるいは、計画作成に当たつて意見が出されると思いますので、そのような部分も全部網羅して活用できるものは活用するというところで充実を図りたいと考えています。





## 交通手段検討のためのニーズ調査にはどのようなニーズがあった、それをどう反映する予定か

佐藤ひさ子議員（質問）

民家が点在し、運転免許証を持たない方や免許証を返納した方の通院や買い物、いわゆる本村の「交通弱者」の方に、村が現在実施しているサービスをもう少し、ニーズに対応できるように、今後の予定、計画を伺いたく質問させていただきます。

以前より、この場で複数の議員が質問や提言をしてきた「交通弱者への交通手段の確保」については、特に平成28年の第1回、第3回定例会の一般質問で、村長はその当時の法律等の推移をみて検討すると答弁し、その後、2年が経過し、確実に村の交通弱者は増

えています。また、ニーズも多様化していると思います。対応を早急に、前向きに検討することが必要で、留寿都村だからこそできる「子育て支援」と並行した「高齢者福祉」も、対象となる方々の意見を伺いながら、サービスを考えてほしいと思います。

具体的に申し上げますと、高齢のご夫婦の一人が要介護認定者で、もう一人が軽度の生活援助を受けて、村の移送サービスを利用して通院する場合、一人のヘルパーの車にご夫婦で一緒に行くことができないで、同じ日に診療所に別便で行っています。買物もご夫婦一緒には行けません。例えば倶知安町の眼科に行きたい、もう一人は泌尿器科にかかりたい、こういう場合の対応はどうでしょうか。

また、一人暮らしの方が村内で買物をする場合に、無料で配達してくれた事業者が閉店しましたが、市街地で暮らしていても店舗や金融機関まで行くのも大変な高齢者がいらつしゃいます。運営上、介護保険での問題や課題もあるかと思いますが、通院や買物支援について、次の2点について伺います。

1点目は、「公共交通空白地有償運送の現状と今後の計画について」です。村内の一部しか走らない路線バスは

便も少なく、また、ハイヤーやタクシー業者も村内にはなく、このような現状を救う公的手段として、「公共交通空白地有償運送事業」を行っていますが、その事業の現状と来年6月末に登録期間を終えるその後の事業内容・計画について、行き先が村内、村外の場合、要介護認定者と認定者以外の方別に、検討しているサービス内容についてお聞かせください。

2点目の「相乗り（ライドシェア）等交通手段の住民ニーズ調査の実施について」は、先の平成28年第3回定例会、岩田議員の一般質問の中で「村外への移送は推移を見て対応していきたい、また、実施したいと手を挙げる方がいればその方々と相談したい」と話されていましたが、その後、村長は交通手段検討のため、ニーズ調査を行ったのでしょうか。どのようなニーズがあった、それを行政に反映する予定なのか、内容をお聞かせください。

**ニーズ調査はしていないが、住民からの意見を参考にしながらさらにサービスの充実に努めた**

い 場谷村長（答弁）

公共交通機関の手薄な本村においては、交通手段の確保は重要な政策課題であると認識をしています。

そこで、1点目の公共交通空白地有

償運送の現状等についてですが、本村は過疎地域特有の公共交通空白地域であり、公共交通がなかったり、あっても本数が少なくて使いづらいなど日常の移動に不便さを感じる、あるいは交通空白過疎地において有償で旅客輸送が行えるようになったのが平成16年です。これを受けて本村は、平成18年度から留寿都村社会福祉協議会が事業主体となつて、公共交通空白地有償運送を行っており、現在、留寿都村社会福祉協議会自らが実施する介護保険制度に基づく訪問介護事業、村の委託事業である軽度生活援助事業と外出支援サービス事業について、有償運行を行っております。

平成30年度の実績としては、車4台所持しており、運転手・ヘルパー合せて5人で運行しています。介護保険事業に係る訪問介護事業における通院介助では、延べ回数1回、通院等の乗降介助の延べ回数154回となつております。また、軽度生活援助事業では延べ回数292回、外出支援サービス事業の延べ回数は419回利用されています。

公共交通空白地有償運行は登録制で3年ごとに更新が必要となつており、現在の登録期間が令和2年6月30日で満了となりますので、再度登録を更新することになります。この更新に当たっては、期間満了前に「留寿都村公共交通空白地有償運送運営協議会」を開催しまして、北海道運輸局札

幌支局や村内のボランティア団体、地域住民代表などの関係者の協議を行うこととなっています。

このことから次の更新に向け、事業主体である留寿都村社会福祉協議会と十分協議し、さらに利用者にとって利用しやすい環境整備を検討したいと考えていますけれども、現体制の中で充実できるものは充実を図っていきたいと考えています。

2点目のライドシェアなどの交通手段の住民ニーズ調査については、平成26年度に16歳から80歳までの住民のうち600名を調査対象者として実施して、その結果を踏まえまして、過去に議論ありましたデマンドバスやスクールバスの活用など検討を進め、今日に至っているところです。そういう意味では、特にライドシェアなど交通手段の住民ニーズ調査の実施は今のところ考えていませんけれども、私としては、今までの答弁のように今後、一般のドライバーが自家用車を用いて行う運行サービス、いわゆるウーバー方式、これが世界的に主流を占めていて、本村には適しているのではないかと、ただ、村が運行主体とはならないので、その運行主体となるところが手を挙げれば、そこを協議したいと、今、進めておりますし、国や道に対して、特に国の自動車局に対しては、規制緩和の情報収集について常にお伺いしているところです。運行管理主体の問題とか、この

ウーバー方式が進まないのは安全性ですの、安全性の確保の懸念から、全国的に取り組んでいる事例も少ない状況となっています。国の動向、あるいは国に規制緩和の働きかけを今後も続けて参りたいと思いますし、また、アンケート調査はしていませんけれども、「第6次留寿都村総合計画」の策定に向けて事務を進めている最中でありまして、これに伴うアンケート調査や各種団体、住民により開催したワークショップ留寿都村未来会議など、住民からの意見等も参考にしながら、更にサービスの充実に努めて参りたいし、その様子も次の更新の計画を進めさせていたいただきたいと考えています。

### 佐藤ひさ子 議員（質問）

1点目の公共交通の空白地有償運送につきましては、来年の6月まで期間があるとはいえ、住民の意見などを聞くのには、2点目のライドシェアもそうですけれども、アンケート調査では済まないかと思えます。お年寄りの方への意見とか、希望を聞く場合には、個別にお話を伺わないと、中身の主旨まで難しいのではないかと思いますので、是非、意見を伺うとか、ニーズ調査をするというときには、大変かもしれませんけれども、個別にお年寄りの集まる機会に顔を出してご意見や希望をいただいてほしいと思います。また、公共交通の運送事業については、今は

介護保険の関係とか、支援が必要という方を対象にしていますけれども、確か陸運局の方も、うちのようなタクシー業者もない村では、もう少し人を絞らないでもできるのではないかという話もあったかと思えますので検討をお願いしたいと思いますし、介護保険上、先程たどってお話ししたご夫婦のような方が一緒に通院できて、お父さんの様子、お母さんの様子、診察状況をお互いに聞いて、また買物もしながら、二人で生計を立てていくという中では、必要なことだと思います。

2点目のライドシェアについては、ハードルとしては高いかもしれませんが、けれども、検討しないことには前には進まないの、26年にアンケート調査をした時にはなかなか希望する方も多くはなかったやに聞いていますけれども、現状また個別にお話を聞くと、内容というのは変わってきていると思います。是非とも意向調査の仕方、検討していただきたいと思いますし、有償運送では、難しいかもしれませんが、どうしても、介護保険、要介護認定の方とそうじゃない家族の方の相乗り、混乗を検討していただきたいと思います。

### 場谷村長（答弁）

例えば要介護者が二人いたら、二人ヘルパーが連れていかなければならないとか、それを改善する方法がないとか、議論した経緯がありました。今

のところはつきりは言えないのですが、でも、別メニューの事業を立てれば可能でないかという話まで進めているところですので、もうちょっと詰めさせていただきます。ただ、現状の体制の範囲内で、充実できるのは充実していきたいと考えています。また、アンケート調査については、とうり一辺の文章というのはいりどうかと思えますけれども、ある程度聞く項目を整理して、訪問したとき等の機会に聞くなど把握していきたく思っています。それを次の計画に反映できるものはしていきたいと思っています。



# 第3回定例会

## 9月19日

### 主な協議内容（質疑応答）

「特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」

\*教育委員会が地域とともにある学校づくりを目指し、設置に向けた準備を進めている学校運営協議会の委員は、非常勤の特別職となることから、「特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例」に学校運営協議会の委員を追加する改正が必要となったもの。

(岩田議員)

学校運営協議会の構成メンバーは何か。

(佐々木教育次長)

コミュニティ・スクールに在籍する児童又は生徒の保護者、地域住民、コミュニティ・スクールの運営に資する

活動を行うもの、コミュニティ・スクールの校長、その他教職員、学識経験者、ほかに校長が適当と認める者で16名以内としています。

「留寿都村過疎地域自立促進に資する資産に対する固定資産税の課税免除に関する条例について」

\*本村では、地方税法の規定に基づき、固定資産税の課税の免除を行うために必要な事項を定めた「留寿都村企業立地促進及び地域自立促進に資する資産に対する固定資産税の課税免除に関する条例」を制定し運用しているところであるが、この条例の根拠となる2つの関係法令が一部改正されるため新たに制定することとしたもの。

(佐藤議員)

企業立地促進法が改正され、「地域未来投資促進法」により、これまでの二七〇周辺地域産業活性化基本計画による村の計画は申請できないため、条例を廃止することだが、二七〇町では新たな法に基づき基本計画を策定しているが、本村はその検討は行ったのか。

(浦城企画観光課長)

地域未来投資法に基づく基本計画策定は、地域経済索引事業を担う事業者の絞り込み、支援機関の構築など、条件を整えたうえで進めるべきですが、

本村は現在のところ対象となる事業はないため計画の作成に至っていません。

「令和元年度留寿都村一般会計補正予算(第6号)」

(佐藤議員)

「留寿都村社宅建設事業補助金」80万円の減額、再募集したけれど応募者がいかなかったということ、村の補助よりも有利な補助があったため、そちらを受けたと聞いていますが、今後この事業を推進していく考えがあるかも含めて、補助事業として変更を検討しているのかどうか、検討していることがあれば聞かせていただきたい。

(場合村長)

この事業は今年度が最終年度であり、一応、今年度で一区切りとしたいと考えています。住宅ニーズはあるが、建設するニーズはなかなかない。要素としては土地の問題、維持管理の問題があり、社宅については一区切りとしたい。

(佐藤議員)

京極町が新築アパートの固定資産税を減免するという制度が新聞報道されました。そういうことも参考にして、建てることの補助金にばかりとらわれないで、新たな民活で進めるためにどんな方法があるのかということも研究して取り組んでいきたい。

(場合村長)  
参考意見として受け止めさせていただきます。

(堤議員)

生活安全対策費の工事請負費で、テレビ難視聴解消施設改修工事の、経緯を教えてください。

(松下住民福祉課長)

地権者の土地にテレビに難視聴解消施設の同軸ケーブルが敷設されていますので、それを撤去するためです。

(長尾議員)

電子計算費の人事給与システムで会計年度任用職員制度に対応するために予算が組まれています。この制度はどういう職員を対象にして、どういうものなのか教えていただきたい。

(暮地総務課長)

平成29年度の地方自治法及び地方公務員法の一部改正に基づき、来年4月から施行される制度で、対象となるのは臨時職員です。全員とはならないと思います。移行すると考えています。概要は臨時的任用職員の採用の仕方が各自自治体で様々であるのを法律で明文化するために改正になったものです。現在は、募集や選考試験をやらなくてもよいというものが、やらなければならぬのか、任用期間が現在6か月、そして更新を6か月、最大で1年であ

るのが、1会計年度で任用が可能となるため1年間の任用が可能となります。現在、賃金で支出しているのですが、これが給与もしくは報酬に変わり、期末手当を支給することが可能になり、様々な変更点があります。これについては、条例を上程するときに改めて詳しく説明させていただきます。

### 【監査委員の決算結果意見】

#### 「平成30年度留寿都村一般会計歳入歳出決算の認定について」

審査の対象は、平成30年度留寿都村一般会計歳入歳出決算、財産に関する調書並びに関係諸帳簿、証書類です。

審査の期間は、令和元年8月19日から9月10日までで、うち、実審査日数6日です。審査の方法は、平成30年度留寿都村一般会計歳入歳出決算書及び付随する参考資料に基づき、決算書の計数が正確であるか、予算は関係法令並びに予算議決の趣旨に沿って適正に執行されているか、収入支出事務の処理は的確に行われているか、また、財産台帳の照合等を主眼とし、必要に応じ関係職員の説明を求めるとともに、例月出納検査並びに定例監査の結果を参考として慎重に審査を行いました。

なお、歳入の審査にあたっては、特に次の諸点に留意をしました。収入成績、予算現額に比し、著しく増減のあったものについてはその理由、不納欠損並びに未納処理の状況等、また、歳出

の審査にあたっては、特に次の点に留意し、関係諸帳簿及び証書類と照合し、検討を加えました。違法・不当の支出がなかったか、予算がその目的に沿って執行され、効果的に使われたか、負担金や補助金等が有効に活用されたか、旅費や食糧費等の支出が適正であったか、土地、建物及びその他の施設、設備、備品等が正しく管理運用されているかどうか。

平成30年度留寿都村一般会計歳入歳出決算書及び付属書類の諸計数については、正確で内容も適正であると認めます。財産に関する調書については、公有財産、物品、債権、基金について検査・照合の結果、計数は正確であると認めます。

歳入について、平成30年度における村税の収入未済額は296万円と前年度より33万円増加しました。滞納者に対する措置としては、可能な限りの措置が講じられていますが、外国人の滞納者が増えている傾向にあるため、新たな対策を講じるとともに、引き続き積極的な収納対策に努めていただきたい。村税等の滞納繰越分については、苦慮しながら完納及び一部納付に至ったものもあります。今後においても負担の公平性の観点から早期の徴収対策を実施するなど滞納税等の圧縮に努めていただきたい。村税に係る不納欠損処分については、関係法令に則り適正に処理されているものと認められますが、今後の処分についても厳正に対処

されたい。

また、後志広域連合へ引き継いだ税にあつては、減少しているが、歳入確保の重要性や負担の公平性からも関係機関との緊密な協力・連携を常に心がけながら努めていただきたい。

なお、後志広域連合へ引き継いだ村税の毎年度の収納状況については、表にして掲載したので、後ほどご覧いただきたい。その他の収入未済額が昨年度より20億1,724万7千円減額となり、これは前年度は農業費道補助金が翌年度に繰越明許費として計上されたためである。収入未済として決算書に計上されている給食費負担金については、明細な資料の提出を得ており、担当者の徴収努力も認められましたが、今後も新たな滞納者発生を抑止にも傾注しながら引き続き効率的な事務の執行に努められたい。

なお、例年、収入未済額が発生していた住宅使用料については、様々な収納対策に取り組んだ結果、完納となり担当者の徴収努力が認められましたが、引き続き適切な納付指導を行うなど、完納に向けて努めていただきたい。また、ふるさと納税による寄付金などの有効財源について、今後のまちづくりへ更なる活用展開を期待したい。なお、村税の過去4年間の収納率について表にして掲載したので、後ほどご覧いただきたい。

村財政の財務分析比率等において、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実

質公債費比率、将来負担比率に係る指数を見る限り極めて健全な財政と認められます。

次に歳出についての意見を申し上げます。平成30年度は各種事業が適切に行われ、それぞれの分野において大きな成果を挙げました。個々の実績については各担当課から提出されている「主要な施策の成果を説明する書類」により、相応の成果を確認することができました。

しかし、一部に前年度の指摘事項に対する改善が見られず、行政目的が果たされない残念な会計処理が確認されました。今後は日常の業務点検の体制等を見直し、仕事の進め方について改善を図ることを強く望みます。

各予算費目における不用額の状況については、所管課による説明において理解できるものであるが、適切な時期に補正予算を編成すれば不用額の発生を抑制できたと思われず。厳しい財政事情の中で収支の均衡に配慮し、予算の目的に沿って引き続き効率的な執行に努めていただきたい。

特別会計の歳入・歳出決算審査の対象、審査の期間及び審査の方法については、一般会計と同様です。

#### 「平成30年度留寿都村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

平成30年度留寿都村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書の諸計数については、正確で内容も適正であると認めます。国民健康保険税の徴収は、現年課税分の収納に重点を置きながら滞納繰越分の圧縮に努められました。

出納閉鎖後において完納、一部納付に至ったものも相当数見受けられ、担当課職員の徴収努力を窺うことができませんでした。本年度、不納欠損額が若干増加しましたが、消滅時効が到来したものであるためです。また、後志広域連合による徴収の成果もあつたが、依然として滞納額が多額となっており、引き続き保険税の徴収に連携を取りながら努めていただきたい。

本村の単独の事業として実施している節目検診の実施については、早期発見、早期治療、また、予防意識の向上に有効であると思われるので、今後も重点事業として位置付け、受診率の向上に努めていただきたい。

### 「平成30年度留寿都村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

決算書の諸計数については、一部で不適正な収納管理が確認されました。水道使用料の収入未済額は、様々な収納対策に取り組み、前年と比較して減少させました。担当者の徴収努力が認められましたが、引き続き適切な納付指導を行うなど、完納に向けて努めて

いただきたい。

不用額の189万3千円は、施設維持管理に係るものが主であり、事故等の不測の事態への対応は必須であることから、許容の範囲と思われま

す。会計管理者より、水道使用料を公共下水道使用料に、また、平成30年度分使用料を令和元年度に、令和元年度分使用料を平成30年度分に収入した振分け間違いがあつた旨の説明を受けました。これは主管課において更正されな

### 「平成30年度留寿都村診療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

平成30年度留寿都村診療事業特別会計歳入歳出決算書の諸計数については、正確で内容も適正であると認めます。村民の医療や健康を守る機関としての機能は、果たされているものと思われ

### 「平成30年度留寿都村介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

### 業特別会計歳入歳出決算の認定について

平成30年度留寿都村介護サービス事業特別会計歳入歳出決算書の諸計数については、正確で内容も適正であると認めます。不用額29万6千円は、許容の範囲であると考えます。引き続き安定した制度運営と健全な財政運営を望むものです。

### 「平成30年度留寿都村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

決算書の諸計数については、一部で不適正な収納管理が確認されました。公共下水道使用料の収入未済額は、様々な収納対策に取り組み、前年と比較して大きく減少させました。担当者の徴収努力が認められましたが、引き続き適切な納付指導を行うなど、完納に向けて努められたい。不用額88万6千円は、施設管理に係るものが主であり、不測の事態への対応は必須であることから許容の範囲と考えます。簡易水道事業のところでも申し上げますが、今後、同様の瑕疵が繰り返されることのないよう会計単位の管理が十分なされるよう指導を徹底されることを強く求める。

### 「平成30年度留寿都村後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

いて」

決算書の諸計数については、正確で内容も適正であると認めます。安定した制度運営と健全な財政運営を引き続き望むものです。

最後に、納税者の意識を大切にするということについて、あらためてお願いいたします。

歳入においては、「債権管理条例」の規定や趣旨に基づき、担当者の適切な債権管理や徴収努力により、前年と比較して成果が認められました。一方で、歳出においては、一部に前年度の指摘事項に対する改善が見られない不適正ともいえる会計処理が確認されました。それがために前年度は結果的に決算不認定になったにもかかわらず非常に遺憾なことです。昨年も申し上げましたが、税金は、法律や条例に裏付けられた「公権力」によつて徴収された公金であることを再認識する必要がありますと考えます。公金の取り扱いや使途に対する納税者の目は、当然のことながら厳しいものがあり、村は、こうした納税者の意識に対し、十分な説明責任を果たさなければならぬということをお断りいたします。そうでなければ、我々、監査委員が決算の審査をするということの意味が薄らぐのではないかと思います。

# 議員全員協議会

・「令和元年度留寿都村一般会計予算の補正」ほか

9月12日

とから断念したと聞いています。

(岩田議員)

村は用地の斡旋あつせんはしなかったのですか。

(浦城企画観光課長)

村の土地が欲しいという要望は何っていません。要望がなければ斡旋はしません。

(岩田議員)

何も発信しないと事業者は分からない。もう少し前向きにやってみてもらわないとこういう不用額が出てきます。

(場合村長)

複数の方が申し入れをしたときに片方に斡旋までして確実性を持たせるというのは行政の捌きさばきとしては難しいと思っております。参考意見として承りたい。

(玉手議員)

債務負担行為の「留寿都小中高等学校機械警備業務委託」は、地元の会社、地元の人を配置して対応するという考えですか。

(佐々木教育次長)

役場庁舎、子どもセンターと同じ方式です。法律の制約があり何分以内かに行けるところに事業所を持つていないとこのような業務ができないという

規定があり、できるのが二セコに事業所を持つている俱知安町の事業者に限られますのでそちらに委託します。

(岩田議員)

教育費の「地域おこし協力隊員任用支援業務委託」の92万4千円、これは新規に人員を確保するための委託ですか。

(佐々木教育次長)

一町村当たり200万円まで財源措置される制度になっています。そのうえで、企画観光課が交渉したときと同じやり方で、業務を受ける業者がおりまして、そこに募集業務を委託する予定です。

(岩田議員)

これは教育委員会だけで、他の課はまた別に頼むのですか。別々にやったら膨大な金額になるのではないですか。

(場合村長)

効率的にやるには一括でやるべきと考えていますが、今のところのニーズは教育分野ということでそちらを進めさせていたたくと考えています。

(岩田議員)

現在いる方を活用することは考えられないのですか。

(場合村長)

現在の方々を含めた人材活用は考えられると思っておりますが、起業化するか、そういうことを見定めなければならぬので確定的なことはお話しできないことをご了承願います。

(佐々木教育次長)

学校運営協議会に人が必要ということで検討しています。今いる協力隊員の中にもできる人がいるのではないかと検討の対象としていました。直接打診をしていないのですが、状況を知っている方々との話のうえで、新たに地域おこし協力隊を募集しよう、特別交付税措置がありますので財政的にも有利ですし、また、課題として放課後の学習支援なども含めて学校運営協議会の事務局だけではなく、それ以外の活動も視野に入れながら探していきたいと考えています。

(佐藤議員)

赤い靴公園の柵が壊れて、今工事中だと思えますが工期がいつまでなのか分かりませんが、お祭りの時にそのまま放置されていて、子どもたちもその場所で遊んでいました。修繕の途中としてもいい状態ではないです。壊れて危ないと言っていた割には撤去するのも遅かったし、どうしてこんなことになっているのか。

主な協議内容(質疑応答)

「令和元年度留寿都村一般会計予算の補正について」

(岩田議員)

「留寿都村社宅建設事業補助金」の800万円の減額について、事業者がいなかったのは何故だと思えますか。

(浦城企画観光課長)

2件の問い合わせがあり、一つは別な財団から外国人就労者を導入する支援もあり、留寿都村の補助金を用いない判断があったと聞いています。もう一件は、用地の適地が探せなかったこ

(浦城企画観光課長)

工期は9月17日までとなっておりますが、境界の位置がずれていたということもあり、工期内には終了できると伺っていますが、進め方がうまくなかったと反省しています。

(岩田議員)

あのくらの工事で工期がこんなに長いというのはどんなものでしょうか。雪が降る前までにできればいいというものじゃない。

(浦城企画観光課長)

準備、設置まで含めて平均60日くらいの工期と申していたのですが、それがぎりぎりまで伸びてしまったということは想定していなかったのですが、今後、工期の適切な管理に気を付けたいと思います。

(佐藤議員)

白樺の擬木のようなもので囲むのに時間が掛かっていたのかと思っていました。

(浦城企画観光課長)

鉄柵で終了となります。

(岩田議員)

庁舎の補修ですが、事業が進んでいないように見えるのですが、急を要するから8月16日に臨時会を開いたのではないですか。

(暮地総務課長)

緊急に臨時会を設け予算を組ませていただきました。その後、速やかに契約をして打ち合わせを数回したのですが、施工が高強度のコンクリートということで、別の業者との打ち合わせもあり、早めにお願ひしたいと言っているのですが業者の都合もありまして、それと、はつる業務があり、すごい音が出て、業務に支障が生じたものから、なるべくなら土日、閉庁日にお願ひしたいと要望させていただいたので少し遅れています。業者にはもう一度早めにやっていただくようお願いいたします。

(岩田議員)

音はするかもしれませんが、だけど柱半分しかないのです。この間に震度5以上の地震が来た場合には危険です。なるべく早くやってください。

**「北海道厚生農業協同組合連合会倶知安厚生病院の改築整備計画について(報告)」**

(浪越議員)

厚生病院は倶知安町の町立病院みたいなもの。倶知安に頑張ってもらうことを強く言っていた。我々にはないのだから。このことは他の町村でも言っているのではないかと思っていますが会議などで出ていませんか。

(場合村長)

意見は十分賜りたいと思います。厚生病院は第2次医療圏の中心病院で、小児科あるいは救急医療等々と大変お世話になっていると認識しています。受診する比率は他の町村から見ればかなり低いですが、重要性は変わりません。今の話についても私も発言しています。

**「公共下水道の接続について(報告)」**

(場合村長)

本村の公共下水道は、下水道法に基づく特定環境保全公共下水道であり、リゾートあつての事業として整備されたものの、平成16年の供用開始以降、事業者の接続がないと、平成23年会計検査院の実地調査で指摘され、その後、社宅と寮の24戸ですが、リゾートエリア全体の4%が接続しています。その後は改善が進んでいない現状であり、村としては何回となく接続等を要請しているところであり、現在、事業者から接続の条件として漸く下水道の料金定額設定の要望が出されました。この提示額の積算根拠を求めているが提出がないまま時間が経過しているのがここ1年の流れです。料金設定には条例改正が必要であること、それから仮に希望通りの低額設定の条例改正をしたとしても接続が担保されるか大変懸念されることです。このような状況の中で昨年度、今年度の2か年で下

水道に係るストックマネジメント計画(\*1)を策定中です。今後、長期間にわたる整備更新が必要となって、それに伴う膨大な予算が要すると想定されます。会計検査院からの改善指導の対応なくして国からの支援は期待できないことはもとより、過疎債等の有利な借り入れも認められないのでないか危惧しています。このことから一日でも早い接続を求めているところで、条例改正を視野に入れた検討を進めたいと思っております。

なお、温泉大浴場あるいは建設中のコンドミニアムは、公共下水道の処理区域外となっておりますので、実態に合ったエリアの変更も必要となると考えています。今、懸念しているのは、財務局からその後どうなっているのかと催促の電話をいただいているので、私の基本的な考え方としては、額を下げつなぐことを最優先しなければ、この周辺地域に国の支援も得られない大変なことになると思っていますので、その方向で提案させていただきたい。

\*1:「ストックマネジメント計画」は、持続可能な下水道事業の実現を目的に、施設の状況を客観的に把握、評価し、今後の維持管理を計画的に定めていくもの。

**【議員通告協議事項】**

議員全員協議会は、議会提出予定案件やその他重要施策等について協議又



は調整するために開かれる会議であり、詳細な説明を受けることができるので、その機会を有効に活用して有意義な会議とするために、村からの提案事項以外にも、協議会開催の2日前までに議員からの協議の申し入れを受け付けることとしています。玉手議員、佐藤議員から次の2件について協議の申し入れがありました。

「加森観光からの要請対応について」

- ・入湯施設再開への支援について
- ・ジェットコースター移設計画について

(玉手議員)

加森観光の戦略的な観光開発に対して村として理解と協力が必要であると考えますが、今般の温泉提供を軸とした観光振興への支援要請の概要と遊園地のジェットコースター移設計画が中止に至った経緯等を聞くに及ぶと少々疑問を感じます。

一点目の入湯施設再開への支援についてですが、議会に支援要請が来たのが平成31年2月末です。村担当部署とはそれ以前から相当数協議をしているようですが、何か月も過ぎても一向に回答がないため4月末に、再度、議長に支援要請が来ています。今現在、何らかの回答をしているのか進展があるのか、お聞かせください。

(浦城企画観光課長)

るすつ温泉ことぶきの湯については、留寿都村の付加価値を高める観光施設であり、入湯税が徴収でき留寿都村の発展に大いに貢献できる施設であることは認識しています。支援については、どの程度の収入規模になるか財源となる入湯税が目的税であることから、その収入規模に注視しており、その用途に合わせた制度設計及び事業規模など検討したいと思っています。収入見込みなどを勘案し、新年度予算での対応を検討していきたいと思っています。現在は、掛かる経費について資料を求めているところです。それに合わせて制度設計していく予定としています。

(玉手議員)

そんなに面倒で難しいものなのか。敢えて後回しにしているそんな雰囲気も感じます。すぐに要請に応じられないとするならば、それを先方に説明すればいいと思います。

(浦城企画観光課長)

先方には新年度の対応と事前に伝えていきます。

(玉手議員)

温泉提供するうえで、当然莫大な経費が掛かると思います。それは事業者側からの判断になりますけれど、入湯税をはじめ、多大な貢献が見込まれると思います。収入の半分以上支援し

ても村にとつては非常に大きいものだと思います。村長はこの件についてどのように考えていますか。

(場合村長)

当初は、6千万円か7千万円の入湯税があるので支援をという話があったのですが、やはり実績を見ないと活用できる金額も定められない。目的税の目的のために活用していきたいと考えていたものですから、待たせたということは誤解かと思っています。事業者を支援するというのではなくて、目的に基づいたもので活用して、それが結果として事業者のためになるということはあり得ると思いますが、直接的支援ではないということは、担当者からも話していると思います。

(玉手議員)

前回の温泉の時に、議員からの指摘があつて幾度も協議して、その後事業者に指導して是正され、その後、問題なく半年間ちゃんと収めてその後休止になった実績は既に確認できると思いますが、いまさら何を確認するのですか。

(場合村長)

予算を組む場合にも見込みだけでは立てられないので、年間どれくらいなのかを見定めなければならぬと考えていました。

(玉手議員)

観光振興のために入湯税収の半分を支援するという簡単な話にはならないのですか。

(佐藤議員)

今は検討中で来年度対応していくということが加森さんにはきちんと伝わっていないかたのではありませんか。だから7月にも議長のところにも来る、村から回答が来ないというイメージだったのでないですか。

(玉手議員)

温泉施設が長く継続できるよう、村もすっかり誠意を持って対応してください。村にとつて非常に良いことだと思います。この件については改めて報告してください。

(坂庭議員)

事業者がどういう要請に来ているのか、村として決断していかなくても、こういう話がありますと情報を議会に対してすべきで、それが遅れていると思います。そこを改善してください。

(玉手議員)

加森観光が進めていたジェットコースターの移設計画が中止になったと聞きました。経過を聞くと何度も説明を受けていたにもかかわらず、開発行為申請に必要な事前協議簿へのサインを拒否し、村長への説明が必要だから資

料を提出してほしい、説明の必要がなくなつた、やっぱり必要だと二転三転し、打ち合わせを始めてから1か月半後、担当課が変わつたそうですが、事前協議に入る前に、2か月以上も掛けなければ協議に応じられないのですか。一連の対応を見ると、そもそも協議に応じる姿勢ではないように思えます。無責任な職員の意図的なたらい回しの印象も受けます。担当した職員の方々は正当な弁明ができますか。

#### (浦城企画観光課長)

平成30年6月に加森観光から伐採届が提出されています。ただし、遊園地拡張などの計画は白紙ということで、平成31年3月に改めて伐採届が出されており、その際、遊園地敷地と記述があつたところです。本年4月11日に改めて、国土開発計画法に基づく届出や他の開発行為に関する許可権者、窓口について照会がありましたので回答しました。その後5月31日ですが教育委員会、羊蹄山ろく留寿都消防支署等、事前協議に係る打ち合わせに入っています。6月3日、4日と連続して農林建設課、住民福祉課において河川法、景観に関する打ち合わせということで、この際サインを求められましたが資料の不足などにより不受理ということで、6月14日に不足している書類についての説明、計画スケジュールについての全体の説明ができるように要望しています。7月上旬に、窓口を企画

観光課に移し全体での事前協議会を開催するというところで、日程調整が長くかかつてしまつたのですが、8月7日を第1回事前協議として開催準備をしていたところです。それが最終的に決まつたのが7月26日だったので、8月2日に事業中止の連絡があり、事前協議自体も消えてしまつたということです。

#### (場谷村長)

この事業は森林法の開発行為の問題、自然保護法に基づく特定開発行為の問題、河川法の問題、埋蔵文化財の問題、あるいは景観条例に基づく問題、全部絡む問題です。道が許認可権者ですけど村の意見を求めるもの、様々な法律に関わる問題だと思つています。事前協議でサインをといつても簡単にできる問題もありますけど、いろいろ検討しなければならぬ問題がある。これは事前協議の前の話ですからいろいろな条件があつたことをご理解いただきたい。

#### (玉手議員)

事前協議の前の打ち合わせという解釈ですけど、先方はそう取つていない。2か月以上もたつての話であつて、村としても課税客体を失つたことは非常に残念なことだと思います。難しいことは分からないですけど、消防とか教育委員会はスムーズに対応してくれたようです。村はそんなにハードルが高

いものですかね。最初に資料を求めたときに、工程表や求める資料を提出していると思います。それを見ればいつから着工するか分かんと思ひます。相手に丁寧の説明して催促するなり、それまでに資料を出さなかつたら工期が遅れると言ふこともできたはずですよ。

#### (場谷村長)

許認可というのは事業者の希望通りにいくかとなるといかな場合もありうるわけです。私の経験では事前協議で1年ぐらいかかつてきた、それぐらゐのスパンでチェックして進めるといふのが普通です。私として認識したのは7月に入つてからです。全体で聞こうと日程調整して8月1日とか8月7日に設定した経緯があります。その時に法律関係とか、手続き関係とか、チェックした話でできたのではないかと思つています。残念に思つています。

#### (玉手議員)

村長が知つたのは7月上旬という話でしたが、6月初めに加森観光に村長に説明するというところで資料を求めていたはずですよ。村長はそれを確認して開発行為に当たるか当たらないかの確認をしているから、加森観光に説明は来なくていいと回答していたのではないですか。

#### (場谷村長)

記憶が定かではないですけど、開発行為の窓口がどこかということはないことは聞いてあります。全体の計画は見えていませんでした。いいか悪いか指摘はあるかと思ひますが見ていませんでした。

#### (玉手議員)

先方は協議してサインが欲しいと言つていのですが、その時担当された方が判断できないからと村長に直接説明すると言つていたじゃないですか。その時に村長と話をするならそれなりの人が説明してくださいと、大変失礼だと思ひます。村長と話をするのはそんなにハードルが高いのですか。

#### (場谷村長)

やはりお互いの話し合いの場を設けるのが大前提だつたと思ひます。事業者が去年の6月時点で何も計画がなく、今年の3月時点で突然持つてきて、それにすぐにといふのもかなり性急な話であると思ひます。全体像がある程度見えてこない限りはやはり事前協議の場として設定するのが、その時の対応は別として、開発行為というのはそういうものだ、偉い人で全部OKということにはならないと思ひます。やはり事業者として法律関係で関係するものはある程度集約してまとめて申し入れしてくるといふのが大切かと、今回それがなかつたものですから、あ



にもかかわらず、サインはできない、でも申請書は出してください。それから協議に応じますということですが、そうしたらいつ進む話になるのですか。

(場谷村長)

ですから全体計画を作るために案内を出したわけです。8月7日から5日か。

(玉手議員)

中止の判断をした後です。

(場谷村長)

中止のメールが公文書で来たわけではないので、中止したとも聞いていませんでしたし、そういう認識はしていません。

(佐々木教育次長)

教育委員会もこの件について関わりがあり、5月31日に相談を受けています。埋蔵文化財保護のための事前協議で担当係長が対応しています。相談は5月31日ですが、書類が来たのは6月11日です。準備していたので13日には進達しています。その翌日に道教委から加森観光に回答がされている旨、17日に教育局から回答を受けています。

8月21日に玉手議員が言われていた文書を見まして、私も関与しているのにどうして情報が来ないのかと総務課長に話しましたが、総務課長も見ていなくて、そして探して出てきたのがお盆過ぎと言っていました。8月22日

ではないかと思えます。そもそも外されていたのですが、教育委員会や消防を入れて協議してもらったらと思っています。

(玉手議員)

温泉施設の支援要請も遊器具の移設計画もどちらのケースもスピード感を持って対応すべきであるし、特に加森観光は突然、要請に来ることも多いと聞きますが、必要な時間が掛かる場合は、事前に標準処理期間の説明もすべきだと思えます。仮に相手に落ち度があつたとしたら、その点についても丁寧に説明することも必要です。丁寧に相手と向き合うことだと思います。今後、加森観光以外の企業からも要請があると思えます。住民からも何らかの要請が来るかもしれませんが、私は誰かに責任を取ってもらいたいと話しているわけではないし、業務をするうえで対応に問題がなかったか確認したかったし、それぞれ担当した方にもう一度振り返ってみてほしかったのです。

それで問題があるのであれば、問題点を洗いざらい出して今後の対策に向けられるよう、前向きな行動をとってほしいだけなんです。民間企業は真剣なんです。要請や相談の中には、皆さんから見ると、内容がよく分からないものもあるかもしれません。相手も未熟な部分もあつて相談に来ているのですから、親切に指導してあげてください。忙しくて面倒かも

しれませんけれど、真剣に向き合っていれば相手も納得すると思えます。それとしっかり記録に残すことは大事です。記録を残さないで対応したことを村長や我々に正確に説明できますか。行政のプロらしい仕事をしてください。そしてさすがだなと村民からも我々からも言われるような仕事をしてほしいと思えます。

### 「国道230号の排雪について」

(佐藤議員)

毎年、国道230号の排雪の遅れによる交通事故等を心配しています。開発局の予算の関係で2回程度、それ以上は村の予算で実施していますが、国道の排雪は国が行うべきで、開発局への要望はどのように行っているのか、最近の情報を教えていただきたい。市政執行方針においては、国道、道道の除排雪の実施は随時国及び道に迅速な対応を要請する、更に危険度を勘案して商工会との連携で除排雪の強化に努めると述べていましたが、基本は国や道に重ねて要請すべきで、現在の状況が当たり前になっては困るのです。本村には流雪溝がなく、また冬の観光収益が高い観光の村でありながら、国道沿いの商店や民家が雪に埋もれて、歩道と車道との雪壁の間で見知らぬ観光客と会い、不安な思いをしたという経験を聞いています。女性や高齢者にしか分からない不安なのですけれど深刻

な問題だと思えます。本村の独自の取組として、要望書の提出先、時期、回数、その結果はどうであったか。今後どのように行っていく計画であるのか。それと後志総合開発期成会としての取組はあるのかお尋ねします。

(場谷村長)

議員と全く思いは同じです。これまで機会あるごとに俱知安開発事務所を中心に要請しています。文書での要請はしたことがありません。口頭で要請しています。年明け前の排雪要望は強くしており、定着してききましたけれど、少しは効果があつたかと思っています。昨シーズンの場合は、12月8日に年前の排雪について要請しています。12月20日から排雪していただいたので、26日にお礼と、年明けの排雪時期の相談をしました。そして年明けの10日に20日前後の排雪の要請をしました。2月4日から8日、両方かもしれませんが、2月の排雪の要請もしました。それ以外には所長とか課長の着任の挨拶に来た時には、いの一に要請しています。国会議員等に対しては、移動政調会の時に要請しています。期成会としては、リゾートエリアの景観保全、交通安全面からも除排雪のほかに草刈の要請をしています。今後どうするかについては、書面で要請することも考えていかなければならないと思っています。

(佐藤議員)

口頭でお願いしているということですが、きちんと要望書を出して受付をしてもらって、スムーズな排雪をお願いしたいということ、移動政調会には文書で提出しているのですね。

(場谷村長)

期成会の要望は文書で出しています。移動政調会の場合は、どこの町村もそうですが絞り込んで、うちの場合は、230号の拡幅、交通事故の対応の問題は文書で要請していますが、除排雪は口頭でしているのが正直な実態です。

(佐藤議員)

スムーズな排雪をしてもらうためには予算を付けてもらわなければならぬので、常に機会をとらえて要望していただきたい。雪があるのが当たり前ではなく、2回が当たり前ではなく、商工会がやるのが当たり前ではないという認識で要請活動をしていただきたいと思います。

## 議員全員協議会

・「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について」ほか

10月23日

主な協議内容(質疑応答)

「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について」

\*特別職非常勤職員の任用についての厳格化と臨時的任用の任用基準の限定化が図られ、会計年度任用職員制度に移行することになったもの。

(佐藤議員)

給料をある程度確保してあげる配慮が必要ではないか。このような制度を運用することで民間企業の底上げになればいいと思います。

(長尾議員)

臨時職員が一般職員に身分が近づくことはいいことだと思います。職員は定年、そして数年間の再任用という期間を設けているわけですが、臨時職員

の取り扱いはどうなるのか。

(暮地総務課長)

雇用対策法により年齢制限は設けてはいけないことになっておりますので、基本的には制限は設けません。

「ふるさと納税事務処理ミスに係る対応の総括について(報告)」

\*「ふるさと納税寄附金税額控除に係る申告特例申請」の事務処理ミスを生じさせた当該職員に対する処分と今後の改善策について説明するもの。

(坂庭議員)

ふるさと納税は自治体に対する国民の信頼関係です。今回問題があったことは遺憾です。今後、ミスが起きないように対応していただきたい。

(浪越議員)

6月の定例会の時に村長は職員の処分をする、自分にも処分をすると答弁しているが、今回何か説明があると聞いたが、これで終わりですか。

(場谷村長)

答弁のとおり、長いスパンの中で自分なりの処分はしたい。もう少し期間を長く見て対応することに変わりはありません。

「留寿都村総合戦略に係る平成30年度

の達成状況について(報告)」

(岩田議員)

人口が減少しています。外国人は多くなつた。何故、日本人の人口が減つていったと思いますか。

(浦城企画観光課長)

自然増減、社会増減があり、一樣に分析はできない。

(岩田議員)

住むところがないから人口が減る。今後、住宅問題についてももう少し真剣に考えてください。

(玉手議員)

住宅不足は以前から言われていることで留寿都に住みたいという人がいても住む場所がない、これが大きな原因です。

(浪越議員)

人口問題対策会議ではどんな意見があったのか。

(浦城企画観光課長)

住宅環境については出ています。学生が出てしまつて、戻ってくる場所がないということも今後検討していくべきという話も出ていました。

「第6次留寿都村総合計画に係る進捗状況について(報告)」

(浪越議員)

住民アンケート調査の回収率が32.7%というのは少ないと思うがどうなのか。

(浦城企画観光課長)

前回のアンケート結果も40%を切っており、標準ではないかと思っております。

**「(仮称)留寿都風力発電事業に係る環境影響評価の進捗状況等について(報告)」**

(玉手議員)

村有地を利用する開発にもかかわらず、今まで賛否の議論をする機会も与えられずにここまで進んできた。村長の執行権でもう意見は言えない状態なのですか。

(場谷村長)

アセスメントは、専門的な高次な知見から議論されるので、国の制度なり仕組みでということになります。その中で地元意見として細大漏らさず提案して、反映されている部分があるかどうかと思います。

(玉手議員)

住民に十分納得できる説明が必要だと思えます。不安や問題とされることに對して丁寧な対応ができていないかと言ったら、不安に感じます。住民説明

会が、17か所で開催されますが、細かく地区分けをする意図がよく分からないです。敢えて分散させて意見を言う人を排除するような方式としか思えないです。住民からも言われているのですけれど、村民誰もが参加できる説明会を開催するよう先方に言っていたきたい。

(浦城企画観光課長)

村のホームページにも要望があつたところですが、全体での住民説明会の要望をインベンジャー社に伝達しています。きめ細やかな説明を行うため、地区を分けて開催することにした。過去の説明会で一企業が大型バスで動員した事実があり、想定以上の人数が訪れたことにより質疑応答に十分な時間を確保することができなかったことから、意見を言う雰囲気ではないとの意見をいただくことがあつた。これらのご意見に因應するために近い距離での説明が可能で、かつ質疑応答の時間を確保できるように地区を分けての開催とし、全体では開催しない予定と回答が来ております。

(玉手議員)

そんな理由でできないのですかね。地区の日程に合わない人もいると思うので、最後に全体説明会を是非やってくれと村からも要望してください。

(坂庭議員)

本当にそうだと思う。小さく分ければ分けるほど参加しにくくなる。村だけの問題ではなく、周りの町村、関心のある人からも意見が多数出ていますので、そのあたりも踏まえながら企業に申し入れをすべきだと思います。

(岩田議員)

全体もいいですが、個別地区でこまめに意見を聞くべきだと思います。そのあと、こういう意見が出ましたと全体会議を持てばいいだけです。全体を先にやると一定の反対者しか来ない。

(場谷村長)

議会からそういう意見があつたということはお伝えさせていただきました。

**「加森観光株式会社からの要請に係る対応状況と今後の対応について(報告)」**

\*9月12日の議員全員協議会で議員から申し入れされた協議事項について、その対応状況について精査して報告するとしていたもの。これまでの経過説明については不要として、今後の対応を求めるもの。

(松井議長)

問題は中止に至ったその原因は何なのかを解明していかなければならない。原因を精査していく必要がある。

(場谷村長)

2回キャンセルされましたが、全体で協議の場を設けてほしい。問題があつたのは後で気が付いたことですが、森林法の開発行為が都市計画法の開発行為に該当することになったので、法律をクリアしないと絶対許可されない。ところが加森さんの場合は去年用途も書かない伐採届9,000㎡、次年度に用地として6,000㎡で、10,000㎡を超えると窓口が道になるわけです。そうすると最初から道の裁量でどうなるかという大きな問題です。ましてやこの事業が火葬場の近くにあつて、法的にはなく、住民がどう判断するかということになるという問題がある。

役場の権限でやれるものであれば、全部聞いておきたいと思っております。是非、先方に伝えて解決したい。

(玉手議員)

以前、協議事項として申し入れたとき、通告してから3日はあつたと思いますが、それまでに中止の判断のメールが届いていたにもかかわらず、今日の報告がその時にできなかったのか。記録を残していなかったからできなかったのでしょうか。そのことが問題だと思えます。何故、今日まで時間が掛かったのか。

(浦城企画観光課長)

文書としての記録があまり残っていない

なかったというのが実態です。6月14日まで、残っている資料はほとんどないというのが実態です。迅速に対応した教育委員会、消防、それ以外は、書いているとおりの対応となつています。

(玉手議員)

確認ですけれど、精査してまとめてくれたものと、加森側からの計画中止に至った判断の内容メールと相違はないということですね。

(浦城企画観光課長)

ほぼ相違ないと思います。

(玉手議員)

それで、それぞれ担当した課は全く落ち度はなかったのか。村長は特に問題はなとおっしゃっていたのですけれど、本当に問題なかったのですか。もし非があるのであれば、非を認めていただいて今後どのようにいった要請に対応するのか、そういう方向で取り組んでいただくのであれば結構なんです。

(齊藤農林建設課長)

4月17日の伐採届に基づいて対応しています。国土法の関係は企画観光課に引き継ぎをしています。もしかすると先方からは対応が悪いと思われるかもしれませんが、自分の関わるところは、進めていますし、分らな

いところはそれぞれの担当に引き継いで一緒に相談はしています。

(玉手議員)

農林建設課としては特に問題はないと。どこが窓口なんですか。

(場谷村長)

窓口は都市計画法に関係する開発行為ですから振興局です。振興局がどうい法律に関わるから、これはどこだと振り分けたはずなんです。それが十分されていないのかもしれない。ですから、どっちに非があるかというとお互い様だと思つています。

(玉手議員)

先方からのメールの内容を今回、精査して、それに対して加森側に何かスマートな対処、報告はされているのですか。

(浦城企画観光課長)

今まで、加森観光の事業について全体計画や中長期計画など不明な点が多く、現在、総合的な窓口は不在です。大きな事業計画の場合は、課での判断が難しいケースも想定されます。現在、加森観光とこちらは提案という形で協議をしているところですが、総合的な窓口としては当面は企画観光課とさせていただきます、そして会議もトップ会議、各課長と加森観光の幹部レベルでの会議、また、その前段である打ち合わせ会議などの段階を踏んで協議を図りた

いと話していたところです。概ね、合意をいただいたのですが、計画については関係企業との守秘義務、そして社内機密、会社のコンプライアンスがあるので、会議の在り方は、もう少し検討させてくださいと回答があったところです。今後、開発計画を教えたただけなのであれば、事前の事務手続きが、窓口での対応が必要だと分かれば、準備して対応することが可能ですので、そう進めていきたいと思つています。

(玉手議員)

本当に進めていただきたいと思つています。占冠村は率先してトマムリゾートと定期的に意見交換を行つていこうことです。リゾートはプロはプロとして最善の努力をしている。役所には役所にしかできないことがある。事業者のニーズを把握し敏速に対応することと言つています。そのとおりだと思います。そのように取り組んでいかないとお互いに発展しないと思うので、是非、進めてください。

(場谷村長)

加森はスピーディな経済界、経済団体の企業で物事がかなり早いと思う。行政がそれについていけない。次年度のスケジュールを事前に把握してれば対応できる。是非、そういう場、大きな打ち合わせの場を設けてほしいし、定期的に設けさせてほしいと思つています。

「公共下水道に係る新聞報道等の対応について(報告)」

(場谷村長)

10月9日に新聞に下水道について記載されてしまい、記事が誤解を招くような内容でありましたので、10月11日に新聞報道やこれまでの経過や私のコメントの内容など事実関係を説明したわけです。道新は以前から下水道について関心を示していました。何回となく取材を受けて、私としてはある程度の方向性が見えるまで、報道は考えてほしいと要請していたところです。

新聞報道の前の日にも取材があつて私のコメントが出されたのですが、記者も誤解されている書きぶりでした。記事は料金を値下げすると書いていますけれど、今までの料金から低く設定するという意味合いで言つたわけです。村として施設の状況等も含めて料金設定の根拠となる計画的な接続時期、接続範囲を把握しておく必要がありますので、それらについて報告を求めていたけれど、提出できないという回答のまま平行線になつていことを確認して、今後接続する方向で前向きに検討しましょうという議論の中で低額制という条例を議会に出すとして、加森が希望する額の通りやるとすれば、数値が説明できないままでは困るので、その根拠資料も提出してほしい。加森観光から回答が得られなければ、解決策として村独自の数値を提案するのの一

つの考えで、その時は加森観光とは隔たった金額になってしまいうことも考えられます。これから皆さんにお諮りするところになります。実務的な意見交換をしたいと話したところです。11月5日からスタートを切りたいと日程が確定しています。定期会議とは別で、これは特別な案件なので、私としてはいい感触で話し合いが進められる思いです。話し合いが進み次第またご報告申し上げます。

#### (玉手議員)

この間、報告を受けたすぐ後の新聞報道で疑問を持つていたのです。話を聞いてよく分かりました。

#### 【議員通告協議事項】

「新規就農者を含む新規事業者（起業者）に対する支援について」

#### (佐藤議員)

村内で新規に農業を始める方に対する支援と、第2回定例議会において一般質問した商工業で新たに事業を起こす方に対する村の支援体制について新年度予算の編成前ですが、現段階において検討している内容についてお尋ねしたい。

農業については平成26年度、28年度、29年度に新規就農があったと認識しており、国からの給付金事業があつて、大方申請されていると思います。しか

し商工業には農業者ほど手厚い支援はなく、新規に村内で事業開始するには簡単なものではなく、ハード、ソフト面から様々なハードルがあると思います。取り組みが真剣で、見込みのある事業開始者には村の支援が必要だと思います。村が独自に実施している新規就農者への支援事業、及び来年度に実施予定の事業はあるのか、商工業の企業はあるのかお尋ねします。

#### (齊藤農林建設課長)

村の単独事業としては新規就農者のみを限定とした支援事業は現在実施していませんが、国の事業である「農業次世代人材保守事業」を活用させていただいているところです。また、新規就農者についても一般の農業者と同様に村単独の補助金を活用していただいています。村としても本村で営農されたいといった希望があれば受け入れる体制を整えていく必要があると考えていますが、農業改良普及センターや農協などと「担い手推進協議会」で協議し、他町村との意見交換を行って、事業内容を考えていきたいと考えています。

#### (浦城企画観光課長)

新規起業をしたいという相談は受けていないと聞いています。但し、地域おこし協力隊については2名が起業を目指しているので、令和2年度の事業

としては、地域おこし協力隊を対象とした支援で、地方交付税措置があるもので、1名当たり100万円以内での支援策を補助事業として実施する予定をしています。また、中小企業の支援資金の対象者の拡充などソフト面で検討していきたいと思っています。資本金の制限など、規則の中で決めているので、できるだけ間口を広げていければと思っています。

#### (佐藤議員)

新規就農者に関しては、村独自のものはまだ考えていないとのことですね。近隣町村では後継者が少なくなつてきて、喫緊の課題として支援する策を立てています。うちの農業がしっかりしているから、新規就農者に対しては厳しいかもしれないけれど、やりたいと思つて真剣にやっている人を支援していかなければならぬと思うのです。商工業も設備資金を借りればいかもしれないけれど、10万でも20万でも補助金として、真剣にやろうとしている人を助けていくことは必要じゃないのかと、そういう人たちの気持ちを考えた役所として無理のない政策を考えてほしいと思います。農業の施設の資金だけに限らず、住むところや倉庫、村全体として住まいの確保は必要、だと思うのです。是非とも新年度の予算を作るこの時期しかないと思つて、話している中で検討してほしいと思います。

#### (場合村長)

農業については、後継者問題も含めて真剣に考えている組織体ですから、そこを拠点にして進めていかなければならないと思つています。例年意見交換をさせていただいている現状です。住まいについて需要があるのか、どうも村営住宅に対するニーズが多いように思っています。きちんと考えていかなないと成就していかない、大きな広がりがある問題ではないかと思つています。経済であれば商工会との話し合いで詰めていくのが役場としてのやり方と基本的には思っています。

#### (佐藤議員)

それが今までのやり方で、政策的に事業として起こせなかつた原因だと思つています。今、住宅を求めている農業者はいます。

#### (坂庭議員)

農業をやりたいと農地を求めている空き家を活用したいという青年がいるのです。こういう人たちを支援したい。公営住宅だけでなくそういうニーズもあります。それに対する支援をしていくべきだと思う。

#### (佐藤議員)

情報は提供しますので是非支援策を検討していただきたい。商工業については中小企業の支援資金しか考えてい



ないので非常に残念です。

**(場谷村長)**

商工業については、過去に一度制度化しようとして、結局要望がなかった。

**(佐藤議員)**

制度設計ができないままに予算をつけてしまったけれど、ハードルを高くして立派な制度を作ろうではなく、小さなことでもスタートを切ってほしいと思いますから、是非とも令和2年度の事業として、前向きに検討してほしいと思います。

**(場谷村長)**

具体的なニーズ、情報があればいただきたい。

**(浪越議員)**

商工業の支援というのは、一つの賭けだと思うのです。新規の農業者は、土地があるから収入が見込めます。だから新規就農というのはいろいろな制度もある。商業にはないのです。50万だって30万だっていいと思うのです。新規に商業をやりたい人にはこれだけの補助金があります。商工会に相談してそして信金の金を使ってというのは、無茶です。もともと金がない人間に金なんて貸してくれないですから。そういう人を育てようと思うのだったら、現金を用意するしかない。それをやらなければ留寿都の市街はなくなり

ます。これを止めるためには多少金を突っ込むような必要もあるのではないかとと思うので検討してください。

**「農業の近代化に伴う農地基盤整備事業の補助について」**

**(佐藤議員)**

村は農家が行う基盤整備や暗渠あんきょ及び明許排水等の事業に対して補助を行っています。道営や国営のように大規模な整備ではなく、農家が自ら施工する小規模な土地改良事業で、機械の大型化とGPSを活用した農作業に支障が出るのを解消することができないのではないかと思います。農業機械の大型化とICTの活用は将来に向かってさらに進んでいくと思いますので、農地の基盤整備が必要になると思います。村の小規模土地改良事業では満足できない農家を今後どう救っていくかと考えているのか、意向調査などしているかと思えますけれど、今後の予定を聞かせていただきたい。

**(齊藤農林建設課長)**

農業の近代化についてはスマート農業化が加速しています。今年度、本村においても豆類の作付け拡大や作業の収穫化の向上を図るため、GPSガイドシステムやコンバインを導入する予定です。農地基盤整備関係事業については、「国営再編整備事業」、また、道営では「農業競争力強化基盤

整備事業」などがありますが、いずれも大規模で事業期間も相当年数を要する事業です。事業規模、採択要件、予算などについて、後志総合振興局の農村振興課とも情報交換を行っているところであり、事業の必要性について農業関係団体や関係機関と協議していきたいと考えています。

**(佐藤議員)**

意向調査は毎年か1年おきかにしているのですか。

**(阿武農林建設課参事)**

平成25年に一度アンケート調査を行って、そのあとなかなかまとまきれなかったところですよ。

**(佐藤議員)**

平成25年にやったきりだとすると、実態調査をしなければいけないと思います。このままでいくと留寿都の基幹産業は立ち遅れてしまう。それから、事業をやるときには、それなりの技術者を入れていかないと無理かと思えますから、含めて検討してほしいと思います。

**(秦議員)**

心土しんど破砕はくさいでも国営事業に乗ることは可能だと振興局の職員に聞きました。

**(長尾議員)**

単費でやれないとしたら、国営か道

営に乗るしかないわけで、国営というのは規模がでかいし、現実には道営事業に乗れるかどうか。どれだけのニーズがあるのか、心土破砕も含めてであればひよつとしたら面積がカバーできるのではないかと感じもします。で、これから村政懇談会も含めて、地域回りもするでしょうから、意見集約して将来的にやれる事業として取り組めないかどうか、検討をお願いします。

**(齊藤農林建設課長)**

説明会や意向調査は振興局等の協力も得ながら進めていく予定です。

行事案内など、議長宛の文書は  
議会事務局へお届け願います。

# 行政視察報告

と き 令和元年10月17～18日（木～金）

ところ 鹿追町・占冠村

目的 人口減少対策を検討するうえで、移住・定住施策に取り組むことを自治体の一つのポイントと捉え、先進的な取組を実践している町村を視察し、研修を受けることで、本村の振興に向けた提言につなげることを目的とした。

## 【鹿追町】

### 1. 移住・定住事業

#### (1) 定住促進住宅建設奨励制度助成事業

- ・持家住宅建設の促進と定住人口の増加を図る
- ・住宅の新築等に対し、㎡当り1万円（商品券）を助成

#### (2) 賃貸住宅建設奨励事業

- ・賃貸住宅の建設促進と定住を図る
- ・賃貸住宅の新築等に対し、㎡当り1万円（商品券）を助成

#### (3) 空地・空家情報提供

- ・移住希望者などへの情報提供（HPなど）

#### (4) 民間賃貸住宅家賃助成制度

- ・民間賃貸住宅居住者への家賃の一部助成

#### (5) 移住体験事業

- ・生活体験を通じて移住人口の増加を図る

#### (6) 低価格宅地分譲事業

- ・1区画（150坪前後）を1.2万円 1.3万円／坪で販売

#### (7) 移住相談ワンストップ窓口

- ・企画財政課を移住相談窓口として、ワンストップサービスを実施

#### (8) 無料職業紹介所事業

- ・企業への雇用支援、移住・定住希望者への情報提供（求職者と求人者のマッチング）



### 2. 自然体験留学制度（山村留学）

- ・学校存続のために地域住民が里親になり事業を開始し、自然体験活動を通して留学生（移住者）を受け入れている

### 3. 農業研修受入事業

- ・女性専用研修施設（ピュアハウス）を整備し、2コース（酪農研修、畑作研修）に18歳以上の単身女性を受け入れている。

#### （まとめと感想）

移住・定住事業の取組の多様さを感じた。担当窓口はあるが、総合的な政策として認識されていて、住宅建設や家賃助成などの直接的な支援制度に加え、自然体験留学制度や産業研修生受入事業など、各部署の様々な取組により総合的な政策として実践している。これは首長のリーダーシップはもとより、役場組織内の調整、連携がきちんと図られているからに他ならない。

また、「自然体験留学制度」の実践は、地域住民の主体性が事業の根幹をなしている。「地域の学校の存続のために、自分たちができることをする」という住民が参画するまさに官民協働の取組である。

## 【占冠村】

### 1. 移住促進事業

#### (1) 小規模事業者支援事業

- ①開業支援商品券 商品券（20万円）交付
- ②事業継続奨励金 開業後3年以上営業を継続し、今後も継続する場合 現金30万円と商品券（20万円）

- ③雇用奨励金 村内居住者を新たに1年以上雇用した場合 年額24万円交付  
村外雇用者の場合は、年額6万円交付

## (2) マイホーム奨励事業

- ①取得奨励商品券 固定資産税の概ね3年分の商品券交付
- ②継続居住商品券 新築後5年経過し、更に居住する場合、商品券20万円交付
- ③新築奨励金 新築・建替えした場合、現金50万円交付

## 2. その他の住宅政策

- (1) 民間賃貸共同住宅棟建設促進条例 1戸200万円上限
- (2) 定住子ども応援民間賃貸住宅（3LDK） 子どもの人数により賃貸料を支援する

## 3・地域企業振興条例

### (1) 人材育成支援事業

- ①受講料等支援 年額30万円／一人 年額60万円／一企業
- ②貸金等支援 年額30万円／一人 年額100万円／一企業

### (2) 雇用支援事業

- ①村民採用支援 年額50万円以内／一人 年額100万円以内／一事業所
- ②村民外採用支援 年額25万円以内／一人 年額50万円以内／一事業所

### (3) 多角化支援事業

- ①多角化支援商品券 商品券20万円交付
- ②多角化事業継続奨励金 ①の申請を行った者のうち、事業が1年以上継続し、今後も継続されると認められる場合、現金15万円と商品券10万円交付

## 4. インバウンド対応について

- (1) リゾートとの定期協議の実施
  - ・四半期ごとに情報交換と課題解決に関する協議を実施する
- (2) 住民登録等の特別窓口の設置
  - ・外国人従業員の住民登録申請のために臨時窓口を設置
- (3) JRトマム駅の改善
  - ・外国語対応の待合所等の整備
- (4) リゾート職員の定住促進
  - ・子育て世帯移住促進事業 入居者に対する家賃助成など



## 5. 水資源の保全（地下水保全条例、水道水保護条例）について

地下水を将来にわたり保全するとともに、安全で良質な水を確保し良好な水環境を将来の世代に引き継ぐことを目的と押して条例を制定している

- (1) 地下水保全条例
  - ・地下水を採取するための井戸を掘削する場合
- (2) 水道水保護条例
  - ・水道水源保護地域内で開発しようとする場合
- (3) 水資源保全審議会設置条例
  - ・水環境の保全に関する事項を審議する

### (まとめと感想)

占冠村は大規模リゾートを有することから本村と類似している点もあるが、「住んでいる人が幸せな地域なら、自然に人が集まってくるはず」のコンセプトのもと、きめ細やかな施策を着実に実践している。

大規模リゾート事業者との向き合い方として、四半期に一度、村幹部職員とリゾート幹部職員が情報交換や課題解決に関する協議を行っていること。もう一つは、リゾートと行政の立場の違いを明確にしていること。事業者は、その道のプロとして努力をしているので、その点に関して素人である役所は余計なことはいらないで、役所にしかできない広域連携、許認可、長期的視点に立ったインフラ整備などに対する事業者のニーズに迅速に対応することとしているという説明には共感と感銘を受けた。本村においても早期にそのような場を設け、良好な関係を築いていくことを強く望むものである。

## 【第3回定例会（9月19日）審議結果】

議案	件名（主な内容）	結果
報告第1号	平成30年度健全化判断比率及び資金不足比率について	原案報告
議案第1号	留寿都村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第2号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第3号	留寿都村過疎地域自立促進に資する資産に対する固定資産税の課税免除に関する条例について	原案可決
議案第4号	留寿都村立るすつ保育所給食費徴収条例について	原案可決
議案第5号	留寿都村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第6号	留寿都村ふるさと応援基金子育て支援保育料等助成金条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第7号	<p>令和元年度留寿都村一般会計補正予算（第6号）            予算現額に291万2千円を減額し、予算総額30億8,035万円となりました。            （50万円以上のもののみ掲載）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歳入 村民税（現年課税分）…………… 2,570万円追加</li> <li>固定資産税（家屋）…………… 330万円追加</li> <li>固定資産税（償却資産）…………… 800万円追加</li> <li>軽自動車税（現年課税分）…………… 60万円追加</li> <li>地方特例交付金（現年課税分）…………… 69万2千円追加</li> <li>地方交付税（普通交付税）…………… 2,926万3千円追加</li> <li>負担金（るすつ保育所保育料）…………… 437万7千円減額</li> <li>負担金（るすつ保育所給食費負担金）…………… 91万8千円追加</li> <li>基金繰入金（財政調整基金繰入金）…………… 5,848万3千円減額</li> <li>基金繰入金（自ら考え自ら行う地域づくり基金繰入金）…………… 800万円減額</li> <li>繰越金（前年度繰越金）…………… 55万3千円追加</li> <li>村債（臨時財政対策債）…………… 138万6千円減額</li> <li>・歳出 総務管理費（留寿都村社宅建設促進事業補助金）…………… 800万円減額</li> <li>総務管理費（人事給与システム(会計年度任用職員制度対応)改修業務委託）…………… 55万円追加</li> <li>総務管理費（一般職給）…………… 129万円減額</li> <li>総務管理費（テレビ難視聴解消施設改修工事）…………… 74万5千円追加</li> <li>都市計画費（公共下水道事業特別会計繰出金）…………… 75万円追加</li> <li>高等学校費（留寿都高等学校農場第4ハウス電気引込工事）…………… 105万3千円追加</li> <li>高等学校費（留寿都高等学校寄宿舎トイレ改修工事）…………… 280万5千円追加</li> <li>社会教育費（地域おこし協力隊員任用支援業務委託）…………… 92万4千円追加</li> </ul>	原案可決
議案第8号	<p>令和元年度留寿都村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）            予算現額に357万4千円を追加し、予算総額5,855万円となりました。            （50万円以上のもののみ掲載）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歳入 基金繰入金（簡易水道事業基金繰入金）…………… 74万8千円追加</li> <li>繰越金（前年度繰越金）…………… 282万6千円追加</li> <li>・歳出 総務管理費（一般職給）…………… 129万円追加</li> </ul>	原案可決
議案第9号	<p>令和元年度留寿都村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）            予算現額に75万円を追加し、予算総額1億3,135万3千円となりました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歳入 一般会計繰入金（一般会計繰入金）…………… 75万円追加</li> <li>・歳出 施設整備費（公共汚水柵設置工事）…………… 75万円追加</li> </ul>	原案可決

議案第10号	平成30年度留寿都村一般会計歳入歳出決算の認定について	決算特別委員会付託
議案第11号	平成30年度留寿都村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	決算特別委員会付託
議案第12号	平成30年度留寿都村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	決算特別委員会付託
議案第13号	平成30年度留寿都村診療事業特別会計歳入歳出決算の認定について	決算特別委員会付託
議案第14号	平成30年度留寿都村介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について	決算特別委員会付託
議案第15号	平成30年度留寿都村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	決算特別委員会付託
議案第16号	平成30年度留寿都村後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について	決算特別委員会付託
議案第17号	固定資産評価審査委員会委員の選任について 吉田 薫氏を固定資産評価審査委員会委員に選任することに同意するもの	原案同意
議案第18号	教育委員会委員の任命について 森井 光輝氏を教育委員会委員に任命することに同意するもの	原案同意
発議第1号	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書	原案可決

### 【第3回臨時会（8月16日）審議結果】

議案	件名（主な内容）	結果
議案第1号	専決処分の承認を求めることについて【令和元年度留寿都村一般会計補正予算（第4号）】 予算現額に66万2千円を追加し、予算総額30億7,941万9千円となりました。 ・歳入 基金繰入金（財政調整基金繰入金）……………66万2千円追加 ・歳出 総務管理費（弁護士成功報酬）……………17万6千円追加 総務管理費（弁護士業務委託）……………7万1千円追加 総務管理費（役場庁舎構造体補強等工事实設計業務委託）……………41万5千円追加	原案承認
議案第2号	令和元年度留寿都村一般会計補正予算（第5号） 予算現額に384万3千円を追加し、予算総額30億8,326万2千円となりました。 （50万円以上のもののみ掲載） ・歳入 基金繰入金（財政調整基金繰入金）……………384万3千円追加 ・歳出 総務管理費（役場庁舎構造体補強等工事）……………367万4千円追加	原案可決
議案第3号	令和元年度留寿都村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号） 予算現額に37万2千円を追加し、予算総額5,497万6千円となりました。 ・歳入 基金繰入金（簡易水道事業基金繰入金）……………37万2千円追加 ・歳出 総務管理費（職員手当等）……………37万2千円追加	原案可決

### 【第4回臨時会（10月23日）審議結果】

議案	件名（主な内容）	結果
議案第1号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について	原案可決
議案第2号	留寿都村第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例について	原案可決
議案第3号	留寿都村第2号会計年度任用職員の給与の関する条例について	原案可決
議案第4号	教育委員会教育長の任命について 土生 敏明氏を教育委員会教育長に任命することに同意するもの	原案同意

# 議会日誌

## 8 月

- 16日 議員全員協議会 (議長、各議員出席)  
令和元年第3回留寿都村議会臨時会  
(議長、各議員出席)
- 24日 第23回 J A ようてい 農業祭  
(倶知安町 副議長出席)
- 25日 第40回留寿都村産業まつり  
(村内 議長、各議員出席)
- 26日 後志町村女性議員協議会研修会  
(村内 議長出席)
- 27日 令和元年第2回後志広域連合議会臨時会  
(倶知安町 連合議員出席)
- 29日 後志町村議会議員研修会  
(積丹町 議長、各議員出席)

## 9 月

- 5日 総務・民生常任委員会 (村内 各委員出席)  
産業・建設常任委員会 (村内 各委員出席)
- 11日 令和元年度敬老会 (公民館 議長出席)
- 12日 議員全員協議会 (村内 議長、各議員出席)

- 13日 議会運営委員会 (村内 各委員出席)  
中村裕之君を励ます政経セミナー  
(小樽市 議長出席)
- 19日 令和元年度第3回留寿都村議会定例会  
(議長、各議員出席)

## 10 月

- 10～11日  
後志広域連合議会議員視察研修  
(奈井江町 連合議員出席)
- 11日 チャリティカラオケの夕べ  
(公民館 各議員出席)
- 17～18日  
所管事務調査管外視察  
(鹿追町、占冠村 議長、各議員出席)
- 19日 蘭越町開基120年記念式典  
(蘭越町 議長出席)
- 21日 自由民主党北海道第4選挙区支部移動政調会  
(倶知安町 議長、各議員出席)
- 23日 議員全員協議会 (議長、各議員出席)  
令和元年第4回留寿都村議会臨時会  
(議長、各議員出席)
- 30日 広報編集委員会 (村内 各委員出席)

## 編集後記

台風19号により、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。一刻も早い復旧を願います。

9月20日から始まったラグビーワールドカップ2019日本大会は、様々な国から訪れたラグビーチーム関係者や熱烈的なラグビーファンで賑わいました。日本のおもてなしの精神には感銘を受けるとともに、にわかファンの寛大さも相俟って、大変な盛り上がりを見せました。日本チームの活躍は、相次ぐ災害に心を痛める人々の希望の光となったことでしょう。

9月19日に初冠雪を見た羊蹄山ですが、その後、例年になく暖かきで10月下旬でも麓には雪は下りてきていません。少雨傾向で農作業も順調に進んだようです。平らになっていく周りの景色に安堵しつつ、間もなく訪れる雪の季節に向けて気を引き締めています。

新しい厚生での留寿都村議会も令和とともに始まり半年経ちました。常任委員会等の会議では、活発に議論をする姿勢と意欲が見られ、議会の理想に近づいてきたように思われます。

視察研修により、留寿都村の課題を克服する。安全と住みやすさを追求する。文章にするとあまりにも一般的過ぎて笑われそうですが、見えている課題をそのままにしておくことは許されないのです。何故、他町村でできていることができないのか、どこに問題があるのか。10月に視察した町村では、職員の視察受け入れに対する準備が大変であったことは容易に理解できました。資料の完璧さと丁寧な説明、「担当が換わったばかりなので一生懸命勉強しました」との職員の言葉がありました。ありがとうございました。

個人的に参加している協議会や懇談会でも議員としてのスキルアップは可能です。留寿都村のために何をすべきか。村民の目は常に厳しく議員に向けられていることを忘れてはなりません。(堤)

### 編集スタッフ

委員長 秦 正樹	委員 堤 富佐代
副委員長 玉手 保弘	委員 佐藤ひさ子